

フランス王政復古期における革命認識
——小冊子の分析から——

西 願 広 望

フランス王政復古期における革命認識
—小冊子の分析から—

西 願 広 望

目 次

序 章	1
第一章 メディアとしての小冊子	4
第一節 出版年	4
第二節 著者	4
第三節 出版社	5
第四節 参照資料	6
第二章 内容	8
第一節 現在と過去との対話	8
第二節 革命は終わったか	9
第三節 革命とナポレオン	10
第四節 革命の原因	12
第五節 革命は必然だったのか？	18
第六節 他国の革命への言及	21
結 論	23

序 章

本稿の目的は、王政復古期において、フランス革命が如何に認識されていたかという問題を、部分的に、明らかにすることである。

このような問題に関して言及している先行研究は、次の四つの傾向に分類することができる。一つ目が、長期のタイムスパンでフランス革命についての認識を追うものである¹⁾。それは革命のイメージの歴史なのだが、アカデミックな革命研究史とも重なっている。例えば、ジェラルドは1789年から1970年までの革命認識の変遷を考察したが、そこではミニエ、ジョレス、マチエなどの革命研究が分析の対象となっている²⁾。また、オブリは19世紀におけるジャコバン派のイメージを考察したが、バルザックやユーゴの小説だけでなく、オーラルやマチエのアカデミックな研究もまた分析されている³⁾。

二つ目が、近代歴史学の生成と展開についての考察の中で、王政復古期の革命認識について言及するものである。実際、王政復古期は、ギゾー、オーギュスタン・ティエリー、ティエールらが近代的な歴史学の基礎を固めた時代であるが、ルフェーヴルは、彼らが歴史家であったと同時に政治家・ジャーナリストであったことに注目し、彼らは革命の原理を護るために歴史を研究し、「歴史の中に入っていった」と主張している。更にルフェーヴルは、そのような歴史家達の中でも、叙述よりも分析を重視したギゾーを高く評価している⁴⁾。一方、フェーヴルは、ミシュレについての講義の中で、王政復古期には、旧体制の記憶は忘れ去られ、革命・ナポレオンについては沈黙が支配しており、その結果、方向性を見失った若者達はフランスの伝統を探して歴史を学ぶようになったと、王政復古期の歴史ブームを説明している⁵⁾。

三つ目が、文学史のコンテクストにおいて、王政復古期の革命認識を扱うものである。ソブールによれば、王政復古期、革命のイメージは理性の娘としてだけでなく情熱の娘としても現れた。革命の記憶は想像力をかきたて、そこから革命的ロマン主義が生まれた⁶⁾。しかしまた革命の経験は、ある者たちにとっては亡命の経験であり、そこからノスタルジーに結びついた文学が生まれた。その代表格がシャトブリアンであった⁷⁾。

四つ目が、王政復古期の政治思想を研究する立場から、革命認識に触れているものであ

¹⁾ 古くは、オーラルの研究がある。A. AULARD, *Etudes et leçons sur la Révolution française*, Paris, 1893.

²⁾ A. GERARD, *La Révolution française, mythes et interprétations, 1789-1970*, Paris, 1970.

³⁾ D. AUBRY, *Quatre-vingt-treize et les jacobins, regards du 19^e siècle*, Lyon, 1988.

⁴⁾ G. LEFEBVRE, *La naissance de l'historiographie moderne*, Paris, 1971.

⁵⁾ ポール・ブローデル編、石川美子訳『ミシュレとルネサンス』（藤原書店、1996年）。

⁶⁾ A. SOBOUL, «Réalité et idées neuves», *Manuel d'Histoire littéraire de la France*, Paris, 1972.

⁷⁾ P. BARBERIS et C. DUCHET (sous la dir. de), *Histoire littéraire de la France*, t. 7: 1794-1830, Paris, 1976.

る。この分野で先駆的なのは 1950 年代のメロンの研究であろう。彼は、スタール夫人、コンスタン、クーザン、ギゾーといったリベローの革命認識と、メストル、ボナル、クロゼル・ド・クセルチュ（Clausel de Coussertues）、アントワーヌ・マドロル（Antoine Madrolle）、アシル・ド・ジュフロワ（Achille de Jouffroy）といった保守派の革命認識の対決を通じて、王政復古期における歴史の政治利用といった問題を考察している⁸⁾。メロンの研究の短所はリベローと保守派の対立を強調してしまい、両者の共通点を見過ごしてしまった点であるが、いずれにせよ政治思想史の古典と言えよう。そしてこのような、様々な思想家の思想に基礎をおくタイプの政治思想史は 21 世紀においても健在である。2005 年に出版された『王政復古再考』という本では、メストル、ボナル、ロワイエル＝コラルなどが扱われている⁹⁾。また 2004 年に出版された『メストル研究誌』には、メストルの政治思想に関する質の高い論文が集められている¹⁰⁾。

以上、王政復古期の革命認識について言及している先行研究を大きく四つに分けて紹介してきたが、勿論、この四つの分野の複数にまたがる研究もある。クニビエレのミニエに関する研究や、オローのシャトブリアンに関する研究などは、それぞれの研究対象に多様な角度でアプローチしている¹¹⁾。

しかしながら、上に挙げた先行研究は、どれも、基本的には、「有名」な著述家の思想を研究しているに過ぎない。「無名」の人々は革命についてどのように考えていたのだろうか。また、「有名」な著述家の影響力はどの程度のものであったのだろうか。これらの問題を考慮に入れつつ研究を深化させるために有益なのが「世論」という概念である。本稿では、特に、王政復古期の世論がフランス革命についてどのような見解を有していたのかについて、分析していきたい。

さて、世論は一般に印刷物を通して表される。それ故、本稿の研究対象も、著述家の思想というよりは、印刷物の上に表れたテキストとなる。印刷物に注目することの利点の一つは、量的分析が可能になることである。実際、サルヴァンやオルシオニは王政復古期の歴史ブームを、出版物の中における「歴史もの」の数の多さから検証している¹²⁾。

⁸⁾ S. MELLON, *The political use of history. A study of historians in the French Restoration*, California, 1958.

⁹⁾ J.-Y. MALLIER, M. REID et J.-C. Yon (sous la dir. de), *Repenser la Restauration*, Paris, 2005.

¹⁰⁾ *Revue des études maistriennes*, Numéro 14, 2004.

¹¹⁾ Y. KNIBIEHLER, *Naissance des sciences humaines: Mignet et l'Histoire philosophique au XIXe siècle*, Paris, 1973; B. AUREAU, *Chateaubriand penseur de la Révolution*, Paris, 2001. この他にも、アルトグのシャトブリアン研究は歴史哲学の立場から為されており、興味深い。F. HARTOG, *Régimes d'historicité présentisme et expériences du temps*, Paris, 2003.

¹²⁾ P. SALVAN, «Un moment de la diffusion du livre: livre et lectures en 1825», *Humanisme actif. Mélanges d'art et de littérature offerts à Julien Cain*, t. 2, Paris, 1968; P. ORECCHIONI, «Le marché du livre en France de 1800 à 1850», *Manuel d'Histoire littéraire de la France*, Paris, 1972.

では、如何なる印刷物を使用するのか。本稿では、小冊子 (brochure) を史料として用いることにする。ルドレによれば、王政復古期、小冊子は逐次刊行物を補う重要なマス・メディアであった。法律により逐次刊行物に検閲が課せられると、逐次刊行物のエディターにとって小冊子は格好の逃げ道となった。検閲で削除された逐次刊行物用の記事を小冊子という形態で印刷したのである。また、特に検閲が課されていない時も、小冊子は順調に出版されており、その著者は有名人から無名の人物まで多様であった。更に、小冊子は出版されるとしばしば新聞で取り上げられた。これらのことを考慮に入れる時、小冊子は当時の世論の中で重要な位置を占めていたと判断できる¹³⁾。

ところで、王政復古期の小冊子はフランス国立図書館の請求番号 LB48 と LB49 に分類されている。そこで、1816 年から 1830 年に出版され¹⁴⁾、これらの請求番号に収められている文献のうち、表紙に、「révolution」、「révolutions」、「révolutionnaire」、「révolutionnaires」が含まれているものを検索すると、88 冊あった。本稿では、これらの小冊子を史料として用い、王政復古期の世論における革命認識にせまってみたい¹⁵⁾。勿論、革命について書かれた全ての小冊子の表紙に「革命」という言葉が入っているとは限らない。王政復古期の政治情勢を考えれば、特に革命を支持する著述家が、当局による摘発を恐れて、敢えて小冊子のタイトルに「革命」という言葉を入れなかった可能性もあるだろう。また、王政復古期に出版された全ての小冊子が国立図書館に収められているという訳でもないだろう。しかしそれだけの理由で、本稿がこれから展開する研究の全てが無意味であると決めつけるのも非合理的である。そもそも史料とは、たまたま今日まで残ったものに過ぎない。それを大前提とするのが歴史学の基本ではなかろうか。従って、本稿では、あくまでも王政復古期における革命認識の「部分的な」解明を目的とすれば良いのである。そのような留保をつけたうえで、分析を始めたい。

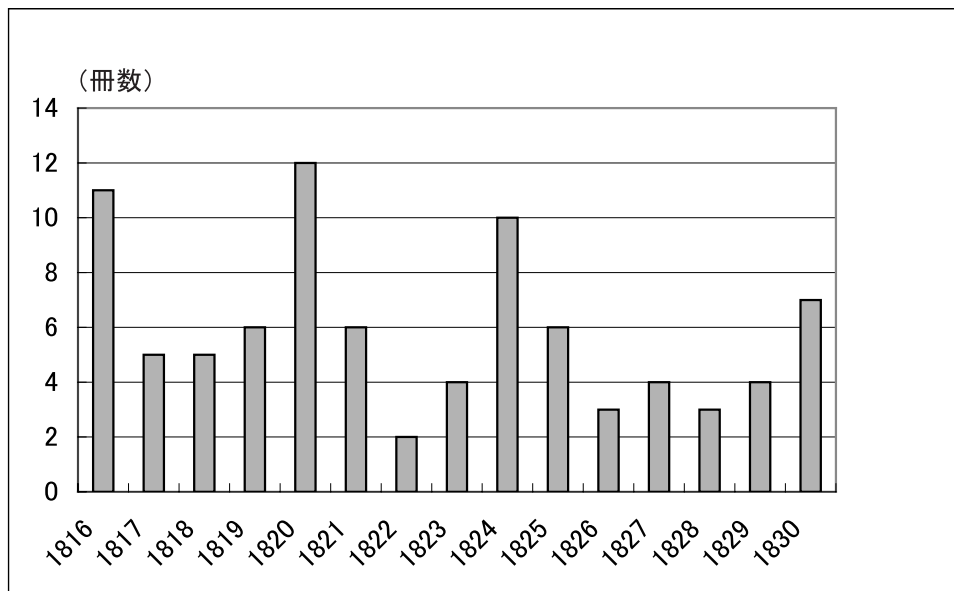
本稿の段取りは、まず第一章で、革命に関する小冊子の書誌的データ (出版年・著者・出版社・参照資料) を分析する。それによって、これらの小冊子が形成していた「世論」の性格を明らかにするためである。次いで第二章で、内容について詳しく分析する。

また、調査した小冊子からの引用は、煩雑さを避けるために脚注で示さず、表 1 の一番左の列に記した番号で表記する。

¹³⁾ Ch. LEDRE, *La presse à l'assaut de la monarchie, 1815-1848*, Paris, 1960, p. 48; C. BELLANGER, J. GODECHOT, P. GUIRAL et F. TERROU (sous la dir. de), *Histoire générale de la presse française*, t. 2, Paris, 1969, pp. 87-88.

¹⁴⁾ 1815 年を入れなかったのは、1815 年の文献は第一次王政復古の時に出版されたのか、百日天下の時に出版されたのか、第二次王政復古の時に出版されたのか、判別がつきにくいからである。

¹⁵⁾ 「小冊子」と言っても、必ずしも常に短い訳ではない。300 頁以上のものが 9 件あった。しかし、調査した 88 冊の小冊子の平均頁数は 102 頁であった。また、20 頁以下のものは 17 件あった。



第一章 メディアとしての小冊子

第一節 出版年

まず、「革命」という言葉が表紙にある小冊子が、出版された年について一瞥しておこう（上記グラフ参照）。すると1816年、1820年、1824年、そして1830年に、特に多く出版されていることが分かる。革命への関心は王政復古期を通じて常に一定であった訳でなく、年によって増減したのであった。

このような現象の意味に関しては、第二章第一節で、革命関係の小冊子の内容の検討を通じて考察することとして、次に革命関係の小冊子の著者についての分析に移ろう。

第二節 著者

調査した88冊の革命関係の小冊子の内、11冊の小冊子には、著者の名前が無かった（表2参照）。また、匿名（「風見鶏ではない人々の協会」「二人のリベロー」「セーヌの一人選挙人」「革命の子」など）や、著者のイニシャルだけが書かれているもの（「J.-A. P.」「Z.」「A. de B***」など）が、14件、見つかった。

一方、53人の著者名が明らかとなっている。内、21人は『19世紀ラールス』¹⁶⁾に載っ

¹⁶⁾ P. LAROUSSE, *Grand dictionnaire universel du XIXe siècle*, Paris, 1866-1879, Réimpression, Paris, 1982.

ている人物である。つまり当時としては有名な人物も小冊子を書いていたのである。彼ら 21 名の「有名人」の内、1740 年代に生まれている者は 1 名、1750 年代は 4 名、1760 年代は 6 名、1770 年代は 4 名、1780 年代は 1 名、1790 年代は 4 名、1800 年代は 1 名であった。年齢的には随分、幅があった訳である。例えば、1816 年には、当時 29 歳のルドゥエ (Lourdoueix) 男爵と、当時 67 歳のジャック＝シャルル・ジル (Jaques-Charles Giroust) が、それぞれ小冊子を出している。つまり、20 代の若者から 60 代の老人までもが、革命について語った訳である。

また、『19 世紀ラールス』に載っている 21 名の著者の内、最も多い職業はジャーナリストで、7 名いた。また次に多い職業が法律家で、5 名であった。世論という空間では、法律家とジャーナリストは「近い」職業だったのである。実際、1792 年生まれのアントワヌ・マドローは、刑法の教授になることができなかった後、ジャーナリストとなり、ボナルの庇護を受けた。また 1805 年生まれのアンリオン (Henrion) 男爵は、弁護士であったが、『白旗紙 (*Drapeau blanc*)』のような新聞の編集にも携わった。更に、4 人の著者が革命期から王政復古期までに議員職を経験したことがあった。例えば、ジャック＝シャルル・ジルは 1791 年に立法議会議員となっているし、ジャック＝シャルル・バイユー (Jaques=Charles Bailleul) は五百人議会の議員となっており、シャルル・ガニル (Charles Ganilh) は 1815 年から 23 年まで下院議員であった。

他方、『19 世紀ラールス』に名前が載っていない著者でも、10 名が自分の職業を小冊子に明記していた。その情報が真実か否かを確認する術は無いのだが、聖職者、軍人、弁護士、市長といった職種が認められる。

いずれにせよ、革命に関する小冊子は、『19 世紀ラールス』に名前の載る「有名人」から、そうでない「無名の人」まで、様々な著者によって書かれた。少なくとも著者の職業が分かっているものから判断できることは、政治や文化に関係する人物が多く認められ、商業界で活躍するブルジョワが認められない点であるが、もしかしたら商人は、自分の書いた文章が自分の商売に不利益をもたらすことを恐れ、匿名であるいは名前を記さないで、小冊子を書いていたのかもしれない。残念ながら、これについては憶測の域を出ない。

第三節 出版社

調査した 88 冊の小冊子の内、70 冊 (80%) がパリで出版されていた (表 3 参照)。その住所に関して言えば、特にパレ＝ロワイヤルとオギュスタン河岸が多かった。

一方、一冊の小冊子の出版に際しては、しばしば複数の出版社が関与していた。このような事例は 29 冊 (33%)、認められた。最も多くの出版社が参加した事例はスペイン革命を主なテーマとする小冊子 (24-4) のもので、5 社が共同で出版していた。

ところで、出版社は、その出版社が出版する小冊子の政治的傾向 (表 4 参照) について、必ずしも常にこだわらなかったようである。例えば、ドロネイ (Delaunay) や、1797 年にパリで創業したデントゥ (Dentu) は¹⁷⁾、王党派の小冊子もリベローのそれも両方と

も出版していた。実際、王党派の逐次刊行物の出版にも携わっていた¹⁷⁾、デントゥは、1820年から24年にかけて王党派の小冊子を出し、その後、24年、25年とリベローのものを出し、29年にはまた王党派のものを出し、30年には再びリベローのものを出した。つまり、決して一つの党派からもう一つの党派へと転向した訳ではなく、どちらのものも出していたのである。出版社の側からの、政治的傾向へのこだわりは必ずしも常に顕著ではなかった。

しかしながら著者と出版社との関係はしばしば固定的であった。例えば王党派のボシャン（Beauchamp）神父は1820年と22年に小冊子を一冊ずつ出しているが、出版社としては共にエグロン（Egroun）が関与していた。リベローである「革命の子」も1824年と25年に小冊子を出しているが、出版を担当したのは共にデントゥであった。

第四節 参照資料

最後に、小冊子の著者が、どのような資料を参照しつつ、自らの見解を表明しているのかを見ておくことにする（表5参照）。資料の引用は、王政復古期全体を通じて、その小冊子の政治的傾向に関係なく、認められた。まず公的資料を用いているものが9件（10%）あった。次に逐次刊行物を用いているものが31件（35%）あった。それから書名を明記した単行本を引用しているものが24件（27%）あった。これ以外にも要人の書簡を資料としたものもあるのだが、稀なケースなので、その分析は割愛する。また如何なる資料にも言及していない小冊子は、40件（45%）であった。

さて公的資料としては、具体的には、法律や議会での発言が頻繁に用いられた。例えば、マドローは確かに法律学を学んだだけあって、法律の引用が巧みであった。革命期から百日天下までの所有権に関する法律、ロベスピエールの憲法草案、1793年の憲法、1795年の憲法、アメリカの憲法、スペインの1812年憲法などを引用して、自らの主張を展開した（24-3；27-1；30-7）。また、リベローのある小冊子（18-4）は、出版の自由が総裁政府期から王政復古期に至るまで如何に軽視されてきたかを明らかにしようとしているが、そこではまさに出版に関する様々な法律や勅令が、この小冊子の主張を裏付けるものとして挙げられた。

更に小冊子は逐次刊行物の記事を頻繁に使用した。1830年に出版された、ある小冊子は1830年1月18日から24日までの『ノール新聞（*Journal du Nord*）』の記事を編集しなおしたものであった（30-2）。また小冊子は逐次刊行物の記事に敏感に反応した。例えば、1826年の小冊子（26-2）の中で、王党派のベルマル（Bellemare）は、彼の言によれば、王国が出版の自由によって「生命力を失う」ことを理解してもらうために、新聞の中に認

¹⁷⁾ P. LAROUSSE, *Grand dictionnaire universel du XIXe siècle*.

¹⁸⁾ C. BELLANGER, J. GODECHOT, P. GUIRAL et F. TERROU (sous la dir. de), *Histoire générale de la presse française*, t. 2, Paris, 1969, p. 75.

められる「恐ろしい」「革命的思想」を紹介した。彼によれば、同年3月26日付の『クーリエ・フランセ紙 (Courrier français)』には、「国王の正統性は民衆の正統性よりも古くない」と書かれていたし、5月6日付の『ジョルナル・ド・コメルス紙 (Journal du Commerce)』には、「家々の中で、人々は部屋を閉め切って、ラ・マルセイエーズで慰められる」と書かれていた。かくしてベルマルは自由主義的な新聞を引用してリベローに対する恐怖を煽ろうと試みた。一方、ボナパルティストのバルジネ (Barginet) の小冊子は、タイトルからも分かるとおり、王党派の新聞への「応答」を目的に書かれた、即ち、『ナポレオンについて。あるいは『コティディエンヌ紙 (Quotidienne)』、『ガゼット・ド・フランス紙 (Gazette de France)』、『ジョルナル・デ・デバ紙 (Journal des débats)』そして『白旗紙』といった反革命的な新聞への回答』(21-6)。

しかしながら、小冊子の中で引用された逐次刊行物は、必ずしも常に同時代のものではなかった。例えば、1816年のある小冊子(16-6)では、1792年から共和暦7年の『官報 モニトゥール (Moniteur)』が、1821年のある小冊子(21-5)では、1790年の『メルキュール・ド・フランス紙 (Mercure de France)』が、用いられた。逐次刊行物は決して読み捨てられるものではなく、また、保存され再利用されるものであった。

次に、小冊子に引用された単行本について見てみよう。ここでも、逐次刊行物に見られた特徴と同じものを確認できる。つまり、新刊本から古典までが幅広く利用されているという点である。参照された同時代人の本としては、シャトブリアン、ラムネ、ギゾー、コンスタンのそれがあった(16-8; 17-1; 19-3; 20-4; 26-3; 27-1; 29-4)。同時代の有名人の著作は、小冊子を作る「世論」に対し、確実に影響を及ぼしていたのである。また、小冊子どうしが「対話」をしている場合もある。1824年のある小冊子(24-2)は、まさにその同じ年に出された別の小冊子(24-3)への反論として書かれている。しかしながらその一方で、ルソーやモンテスキューのような古典からの引用も認められる(27-2; 28-2)。中には、17世紀中葉の書物を引用する例もあった(28-2)。

更に興味深いのは単行本の利用のされ方である。例えば、1828年に出版されたマドロールの小冊子(28-2)の目的は、フランス革命についての予言を集め、その予言がどれだけ正しかったかを示すことなのであるが、第七部の「最も有名な革命家達による、革命衰退の予言」というところに、ミニエの『フランス革命史』からの引用として、ロベスピエールの、「私は既に片足を墓に入れた。もうすぐ、もう片方も入れることだろう。その他の部分は神の摂理の手の内にある」という言葉を紹介している。さてマドロールは王党派である。それがリベローのミニエの歴史書からロベスピエールの言葉のところだけを引用してきて、自分の意見を補強した訳である。見事な「アプロプリアション」と言えよう。

また1826年、あるボナパルティストの小冊子(26-3)は、シャトブリアンが1814年に出した『ブオナパルテについてそしてブルボン家について (Du Buonaparte et des Bourbons)』¹⁹⁾を、その文章を抜粋しつつ批判した。重要なのは、その批判の方法が、ラス・カス (Las Cases) の『回想録 (Le Mémorial)』などの他の文献に書かれている主張

と、シャトブリアンの主張を照らし合わせ、矛盾点をついていくといった方法で為されている点である。

つまり、小冊子一冊の中には様々な情報源から流れ出た情報が渦巻いていた訳であり、まさに王政復古期における革命関係の小冊子は、「世論」という公共空間を形成していたのである。

第二章 内容

第一節 現在と過去との対話

革命という言葉が表紙に載っている小冊子を一読して分かるのは、その大半が時事問題について言及しているということである。分かりやすいのは1820年で、同年のベリー公暗殺について3冊の小冊子が言及している。それ以降、ベリー公暗殺について言及しているものは、1822年に1冊あるだけである。また、スペイン革命について言及している小冊子は、1820年から24年にかけては10冊であるが、25年以降は皆無である²⁰⁾。その他にも、1819年に出された小冊子(19-4)には、その前年に決められた占領軍の撤退と徴兵制の復活について言及されているし、1825年の小冊子(25-4)には、同年のフォア(Foy)将軍の死去について書かれている。一方、王政復古期を通じて問題となっていた、選挙権、出版の自由、革命期に売却された国有財産の処分についての言及は、1816年から30年までを通じて、常に認められる。

以上のことから次のように言えないだろうか。革命関係の小冊子は、王政復古期の時事問題を問題意識として、書かれた。別言すれば、革命関係の小冊子は、決して革命へのノスタルジックな愛着や、革命に対するルサンチマンという感情からのみ、書かれたのではない。時事問題という現在が契機となって、革命という過去への問いかけ・参照がなされたのである。

このように考えれば、本稿第一章第一節で指摘した、革命関係の小冊子が特に多く出版された年があったという現象の意味も、理解できてくる。1816年、「革命」は未だ生々しい時事問題として、同時代人の間に幅広く感じられていた。それ故、多くの小冊子が出版された。(ここでの「革命」とは1789年から1799年に起きた事件というよりは、1789年から1815年に起きた事件として理解したほうが良い。これについては第二章第三節で述

¹⁹⁾ 本文で記したシャトブリアンの本の題名は、実を言えば、不正確である。ただ、当該小冊子にそう書かれていたので、本文中では小冊子に書かれていたものになった。シャトブリアンの文献の正しい題名は以下の通りである。*Du Buonaparte, des Bourbons et de la nécessité de se rallier à nos princes légitimes pour le bonheur de la France et celui de l'Europe.*

²⁰⁾ スペイン革命とそれに対するフランスの軍事介入についての、フランスの逐次刊行物の見解は次の論文に詳しい。K. SEIGAN, «Mémoire de la Révolution et de l'Empire dans l'opinion publique française face à la guerre d'Espagne de 1823», *Annales historiques de la Révolution française*, Numéro 335, 2004.

べる)。

1820年、ベリー公暗殺やスペイン革命が契機となり、特に王党派が革命に関する小冊子を出した。実際、この年のリベローはおとなしい。リベローの小冊子はベリー公暗殺について何も言及していないし、1820年から24年までにスペイン革命について言及しているリベローの小冊子は1冊だけである。しかしながら、メナジェの研究が指摘しているように、実を言えば、この時期、民衆はベリー公爵暗殺やスペイン革命といった事件を契機にナポレオンへの支持を表明していた。政治的動乱がナポレオン帝国再建の夢を生んだのであった²¹⁾。まさに、ここに、リベローと民衆の間のギャップを認めることができよう。

1824年には、エミグレへの賠償問題や同年の選挙が革命を想起させ、革命関係の小冊子の件数を増やした。とはいえ、エミグレへの賠償問題や選挙は、小冊子や新聞を読むような読者層には関心のあるテーマだったかもしれないが、民衆にとっては大して関心を持てないテーマではなかったようである。民衆の噂を研究したプルーの分析によれば、噂の件数は1824年には伸びていない²²⁾。

そしてその後、政局が不安定になった1830年、また再び「革命」についての言及が小冊子において為された。現在が過去との対話を必要としたのである。

第二節 革命は終わったか

そもそも重要なのは、王政復古期の世論が、革命が完全に終わったとは考えていなかったという点である。王政復古の時代となって、動乱は一時的には終わったかもしれないが、まだ「革命精神」も「革命家」も生きながらえている、そのように当時の世論は考えていた。革命精神の存続を指摘する、ある伯爵が、自分の小冊子に与えた題名は『革命はまだ終わらなければならない』というものであった(16-11)。同様に、サン＝シモンの1820年の小冊子の題名は『国王ならびに下院議員である農業経営者、大商人、工業家、そして他の産業家に提示する、革命を終えるために採るべき方策についての考察』であった(20-2)。

革命が終わっていないということは、特に王党派にしてみれば、革命家が陰謀を続けているということであり、革命が再発する可能性があるということであった。その不安は王政復古期を通じて認められる。1816年、ある著者は書いた。「ヨーロッパのあらゆる宮廷と帝国は今や『新しき布教』という名の巨大な協会のメンバーで満たされている。(中略)その道の専門家は世界的なヨーロッパ革命に向けて心構えをさせる任務を負っている。(中略)この永続的な陰謀の犯人が反乱の中心として選ぶのは、常にフランスである。何故なら政府に対する反抗の精神がそこでは極めて暴力的に表れ、そこでの鎮圧は余り厳しくないからである。そしてまさにそこにおいては革命の種が他所よりも豊かだからである」

²¹⁾ B. MENAGER, *Les Napoléon du peuple*, Paris, 1988, p.18.

²²⁾ F. PLOUX, *De bouche à oreille, Naissance et propagation des rumeurs dans la France du XIXe siècle*, Paris, 2003, p. 75.

(16-5)。

1820年、革命再発を案ずる声は一段と大きくなった。「次から次へと生まれる、いつ終わるとも分からない一連の革命は、世界中に広がることを欲していると思われる災いである。この急流を止めることは諸国王の義務である。諸国王を助けることはあらゆる善人の義務である。(中略) フランスは全ての国の革命家をひきつける中心であると言うことは私にとって辛いことだ。今日、ヨーロッパを支配する破壊の精神は、1814年には永久に掻き消されたかに思われたものであった。不幸なことに、そのようなことはなかったのだ」(20-10)。

1823年には、リベローまでもが未完の革命について言及した。あるリベローの小冊子には、「文明化された全ての国々で起きている革命の前兆」には歴史的な原因があるのだから、どれだけ神聖同盟が革命の炎を消そうとしても不可能だと書いた。まさに現在は「革命の世紀」なのだ(23-2)。

スペイン革命の崩壊も、王党派の不安を解消することはなかった。1825年、ある小冊子には書かれていた。「革命は諸国王に対し諸民族を武装させ続けている」(25-2)。更に、1827年に出版された、ある小冊子の題名は『フランス全土を廃墟と涙と血で覆うことになりうる、第二の革命の切迫していることについての、驚くべき証拠』であった(27-4)。

1829年、コトゥ(Cottu)は『1829年の議会会期のための革命政党の計画』と題する小冊子の中で書いた。「どれだけこの表面的な静けさが深い憎しみと不気味な希望を覆い隠しているかを明らかにすることほど簡単なものもない。(中略) 共和国を再び樹立しようという考えは、かつてそれを打ち立てることに貢献した人々によって、一瞬たりとも放棄されたことなどなかったのだ」。彼らは、「この形態の政府によって生じたあらゆる種類の不幸」な経験を、「新たな賛同者に対し、未来を信用できる新たな動機として、提示したのだ」(29-3)。また、1830年3月、ある小冊子は警告した。今や「革命の脅威は益々迫っている。(革命家達は、) 君主制の心臓部を襲い、革命裁判所や常設のギロチンなどを再び設けようとしている(30-5)。

従って、第二章第一節で、現在の時事問題こそが世論を過去へと向かわせたと書いたが、その背景には、王政復古となって、一見、革命は終わったかに見えるが、革命家が新たな革命を計画しているという王党派の不安もあったのである。

第三節 革命とナポレオン

そもそも、「革命は終わっていない」としたところで、その場合の「革命」とは具体的に如何なる時期を指すのであろうか。実を言えば、王政復古期を通じて、極めて多くの小冊子が「革命」と呼ばれる時代に、ナポレオンが統治した時代を含めて理解していた。この傾向は特に王党派に強かった。例えば、1819年の『ルイ16世、ルイ17世、王妃マリー・アントワネット、エリザベット妃殿下に対して為された犯罪、司教と司祭の虐殺、そして革命期に行なわれたあらゆる冒涇について、神へ赦しを求めるための祈り』と題する小冊

子は、「神よ。25 年の間、フランスが犯したあらゆる罪から、我らが罪深きフランスを赦したまえ」という文章から始まっており、革命を「25 年」続いたものとして理解している（19-5）。「25 年」という数字は、革命を 1789 年から 1799 年までと理解していたら出てこない数字である。ナポレオンの統治した時期を計算に入れて、はじめて「25」になる。また、1830 年に出版された王党派の小冊子においては、「球戯場の誓いからフォンテーヌブローでの退位までを含む」時代こそが、「革命」即ち「狂気、犯罪、そして王位篡奪の時代」であったとされた（30-2）。

しかしながらリベローにも同様の傾向が認められる。例えば、1823 年、ガニルは、多分自らそれほど特別に意識することなく、狭義での革命期（1789 年から 1799 年）とナポレオンの時代を一つのセットとして認識していることを示した。彼は、革命期に財産を売却されたエミグレへの賠償について、賠償は必要ない、何故なら法律が売却を命じたからだと主張した後、次のように書いた。「25 年の間、あらゆる利害を調整した法律体系を不公正だと非難できる場合に、フランスが再び陥ることになる混乱について、熟慮したのだろうか」（23-2）。「25 年の間」続いた一つの時代が在ったと認識しているのである。また、1824 年、あるリベローは、「革命がいつ終わったのかが問題となろう。私はそれが 1814 年 3 月 30 日であると思う」と明記している（24-2）。実際、1824 年に出版されたミニエの『フランス革命史』においては、たった 80 頁であるとはいえ、統領政府期と帝政期が含まれていた²³⁾。

つまり、王政復古期の世論は狭義での革命期とナポレオンの時代との間に連続性を認め、両者を一つのブロックとして把握していたのである。実際、連続性についての主張も多い。反ナポレオンの立場に立つ、往年の革命家バザン（Bazin）は、幾人もの革命家がナポレオンの権力拡大のために王党派と手を結んだと書いた（16-8）。他方、ある王党派は、共和主義者こそがボナパルトに共和暦と徴兵制を手渡したと書いた（19-4）。王政復古期の世論において、狭義での革命期とナポレオンの時代との間に存在する人的・制度的連続性は自明のことであったのかもしれない。それに、確かに「1815 年」という断絶に比べれば、「1799 年」の断絶はそれほど大きなものではないと感じられたということも、ありそうなことである。

しかしながら、ナポレオンに対する評価は、王党派にとってもリベローにとっても、極めてデリケートな問題であった。両者とも、ナポレオンの王位篡奪や独裁は批判したいのだが、ナポレオンによる軍事的栄光やナポレオンによる総裁政府期の政治的混乱の収拾は評価したいのである。例えば、1825 年、ある王党派は、「（復古した）君主制は王位篡奪者の栄光を採り入れた」と書いた（25-2）。また、1830 年、王党派のマドロールが加わって書かれたある小冊子の中では、ナポレオン戦争が栄光をもたらしたことが認められ、ナポレオン以来、1823 年のスペインへの軍事介入を除いて、フランスはナポレオンほどの栄

²³⁾ KNIBIEHLER, p. 141.

光を得ていないとまで書かれた (30-7)。実際、全ての王党派がナポレオンを批判できた訳でもなかった。狭義の革命期に逮捕や追放を経験した後、1803年から1815年までオワーズ県のオフィシャルな新聞の編集に携わることができた、王党派のボリユー (Beaulieu) は²⁴⁾、自らの小冊子『諸民族の文明への影響と現状との関係において考察された、フランスの革命』の中で、当時では実に珍しいことに、1789年から1799年までしか考察の対象として扱わなかった。その彼は次のように書いていた。「私は (ブオナパルテを) 批判もしないし、賛美もしない。彼は私のことを知らないのに、私に私の祖国を返してくれた (中略)。私は、不幸の中にいる彼のことを呪いはしないだろう」 (20-6)。

ナポレオンに関しては、リベローの立場も曖昧である。ビゴネ (Bigonnet) は、ナポレオンがフランス人に多くの不安をもたらしたことを認めつつも、彼がフランス人を栄光で満たし、フランス人に偉大な記憶を持たせ、フランス人に自らの持てる力について自覚させ、フランス人に美しい希望を残したと評価した (21-4)。

第四節 革命の原因

①精神的なもの—文化論的アプローチ

ところで、王政復古期の世論は革命の原因をどこに見ていたのであろうか。王党派であろうとリベローであろうと、多くの小冊子の著者にとって、革命の原因は精神的なものであった。つまり「啓蒙思想」や「自由主義思想」と呼ばれる、「不信心な」「神を信じない」思想であり、その思想を語る思想家であった。「所謂、啓蒙思想家が、道徳と社会秩序に対して危険な制度を作り、あらゆる拘束から解放されることを望み、宗教は人間にとって無用だと主張した」 (23-3)。

そして、このような思想の起源は、大抵の場合、ルイ 15 世以来の流れの中に、別言すれば「18 世紀」という時代に、在るとされた。ある小冊子によれば、「18 世紀の啓蒙思想とこの冒涇的な党派の使徒達が、革命とそれに伴うあらゆる犯罪を生み出した」 (17-1)。同様に、『フランス革命の原因と結果についての演説』という小冊子の中で、ボンヌヴィ (Bonnevie) 神父は「半世紀前からの不信心と不道徳」を告発した (16-4)。またリベローの小冊子にも次のような文章が認められる。「ルイ 15 世の治世の最後は自由思想 (idées de liberté) の伝播に貢献しない訳ではなかった」 (20-1)。

しかしながら、「不信心な」思想の起源を「18 世紀」よりも前に見る者もいた。例えば、ボリユーは「まさに宗教改革がその危険な議論によって懐疑的な啓蒙思想を生んだのだ」と書いた (20-6)。一方、あるリベローは、やはり宗教改革以来の変化を、しかし肯定的に評価した。「勝利は理性とキリスト教革命にこそある。(中略) ほぼ 3 世紀前、人間は目覚め、無から外に出始めた。その無の中では (中略) 宗教的かつ政治的な専制主義が彼のことを覆いつくしていたのだが、今や彼は広大な空に君臨する」 (26-1)。

²⁴⁾ P. LAROUSSE, *Grand dictionnaire universel du XIXe siècle*.

さて、精神的なものが革命の原因であったとされたことで、その革命を分析するための視点は文化の局面に向けられた。そこでまず問題になったのがプレスの影響力であった。ある王党派の小冊子には次のように書かれていた。「ルイ 16 世の統治の初めの幾年かの間、何千冊もの不信心な書物が公衆の習俗を腐敗したのは事実である」(27-4)。またリアンブル (Riambourg) は書いた。「パンフレットで宗教を攻撃していたのと同じ人々が、彼らの著作の中で君主制の土台を掘り崩していた。政府と言え、そこにはもはや議論のほかには如何なる原理もなかった。最も正統な諸権利が審議にかけられ、議論され、ついで批判された。(中略) しかしながら、この危険な変革は地位の高い人々の家に入り込んだ。そして、それは中流階級に熱狂的に受け入れられた。それは手工業者の作業場にまで侵入した。隠れた嫉妬、野心、深いルサンチマン、そして何よりも独立を欲する、狂ったような感情が、社会のあらゆる階級を、変化を望む方向へと押していった」(20-8)。ちなみに、思想が上流階級から下層階級へ流れていくという指摘は、ボリューによってもなされた。「このえせ哲学はまず上流階級へ侵入した。そして主人から下僕へと、宮廷婦人から女中へと、民衆階級まで次々に入っていく。その時、腐敗は全面的なものとなり、そのようなもてで三部会が集まり、革命が始まった」(20-6)。

プレスが問題であるということは、出版の自由が問題であるということであった。ベルマルは、出版の自由こそが革命に扉を開けたと書き、新たな革命を防ぐためにも出版の自由を制限すべきだと主張した(26-2)。また別の王党派は、啓蒙思想を伝播する悪書を追放するために行商人から本を買ってはいけないとか、背徳的な書物は燃やしてしまうべきだとか、書いた(29-1)。

ところで思想の力への注目、思想を表現する言葉の力への注目、ひいては言葉の使用方法についての分析をもたらした。ある王党派は書いた。「あらゆる世紀にわたって、あらゆる民族のうちで、聖なる言葉は宗教という言葉だ。新しい党派はこの言葉を自分達の語彙から排除した。そしてそれを『迷信』とか『狂信』といった言葉で置き換えた。この邪悪な語法の習慣が自分達の党派の支持者に宗教に対する軽蔑や憎悪を抱かせるためにである」(21-5)。また別の著者はフランス革命の歴史を叙述しながら次のように書いた。「権力が祖国の名の下に語り行動するとき、あらゆる措置が人民の意思として提示されるとき、諸個人にはそれに抵抗する如何なる手段もないのだろうか。これがまさに人民的専制が他の専制よりも絶対的で耐え難い理由である」(17-4)。「祖国の名の下に語る」レトリックが批判されたのである。

一方、言葉を操る文筆家に関する考察もなされた。『革命精神を止める手段について、諸国王が文筆家達から引き出し得る有用性について、ロシア皇帝、プロイセン国王、その他の関心のある君主に宛てられた、二通の手紙』と題する小冊子には次のように書かれていた。「殆どあらゆる政党や宗派が一致するであろうことは、この変化の起源と進化をヴォルテール、ダランベール、ルソー、そしてその他の文筆家の書いた物に帰さなければならぬということです。(中略) 公共精神の内に全面的な変化が起きました。まさに学識者、

政治や倫理に関する書物を書く文筆家達がそれを起こしたのです。(中略)確かでしかないのは、常にそしてあらゆる国で、文筆家や能力のある人々は暗闇と貧困の内に死ぬがままにされてきたということです。たとえ幾つかの例外が歴史の中に認められるとしても、それは彼らが公共精神に対して持ちうる影響力や彼らの有益性の確認から来ているのではなく、文筆家の友人として見なされたいという諸侯の虚栄心から来ていました」(21-3)。

さて、それではこれまで分析してきたような、精神的なものに革命の原因を見る歴史認識においては、革命の結果とは何になるのであろうか。それは何よりも習俗の「退廃」であった。例えば、ある王党派の小冊子によれば、革命は宗教戦争時の旧教同盟やフロンドの乱とは全く異なる。旧教同盟も罪を犯したし、フロンドも大臣に不満をぶつける「子供ばい戦争」をしたが、「精神や信条をまどわせて、道徳を腐らせはしなかった」。「君主制を倒壊させ、道徳を無に帰することを望みはしなかった」。そして著者は、革命によって道徳が腐敗した結果、今では「ブルジョワ、耕作者、手工業者の息子が、自分は生涯、大尉のままでいざるをえないと嘆いている」と、王政復古期の社会を批判した。かくして著者は道徳教育の必要性を唱えた(17-1)。フランス革命が他の反乱とは異なり、特に習俗に影響を与えたということは、リアンブルも唱えていた。彼によれば、革命は権威を否定した。かくして人は神に逆らい、臣下は君主に逆らい、家庭の父親の権威も失墜した(20-8)。また、『改心した革命家もしくは徳への回帰』という小冊子でも、習俗の退廃が語られた。「30年前から、結婚は宗教によって聖化されなくなってしまった。この冒瀆的な結婚から生まれた子供達は、洗礼の水によって罪の穢れを洗い落とされることがなかった」。そして革命後の社会における「同棲生活を送る夫、不貞の妻、親不孝で、歪んだ、親殺しの子供達」、「殺人、暗殺、自殺」が非難された。その著者によれば、これらもまた革命が宗教を否定した結果なのである(23-3)。ちなみにシャトブリアンも習俗の退廃を嘆いていた。彼によれば、その原因はナポレオン帝政にあるのだが、いずれにせよ人と人の関係が全く変わってしまい、特に若者が反抗的になったとしている²⁵⁾。

他方、リベローは啓蒙思想が革命をもたらしたと考えたとしても、その啓蒙思想を肯定するので、革命の結果、自由主義的なシャルト憲章ができたことを評価した(20-1)。リベローによれば、シャルト憲章は「革命の承認なのだ」。リベローが批判したのは、そのシャルト憲章の民主的な精神を傷つけようとする反革命派の動きであった。そして反革命派とは対照的に、リベローは輝かしい未来を約束した。「人類はこの大きな再生の運動の中、希望と豊かさで打ち震え、高き運命に向かってしっかりとした確かな一步を踏み出す」(26-1)。

②精神的なもの—政治的アクターへの注目

たとえ革命の原因を精神や思想に置いたとしても、革命を文化の側面からのみ分析する

²⁵⁾ AUREAU, *op. cit.*, pp. 275-276.

のではなく、政治、特に革命における政治的アクターの行動から分析する立場もまた在った。まず、政治的アクターとしての貴族に関して言うならば、1818年には『68人の国王の下での、フランスにおける貴族の革命的精神の歴史』が出版され、波紋を呼んだ²⁶⁾。これは2巻本で、如何に貴族階級が国王に対して反抗的であったかを時代順に記し、貴族の「革命的精神」が考察されている。1巻はゴール族の時代から始まり、2巻は王政復古期で終わっている。革命期について見てみると、ルイ16世の財政上の要求に対し、貴族階級、特にパルルマンがそれを拒絶した、所謂、貴族の反抗から始まっている(18-3)。確かにこの小冊子は反王党派の立場から書かれたものであり、挑発的である。しかし、実を言えば、王党派の小冊子も貴族の反抗については言及している。1830年に出版された王党派の小冊子によれば、革命の起源は、既にルイ14世の時代には存在していた「独立」や「自由」を求める「精神」である。その精神を最も良く体现し、王権からの独立を望むような勢いで、ルイ15世に対する闘争を進めたのがパルルマンであった。パルルマンは「神権の原則」を忘れていた。そして王権との闘争に夢中になりながら、民衆に対し、不服従の模範を示していたことに気づかなかった(30-2)。

次に、政治的アクターとしての政治クラブを検討した小冊子を挙げよう。ボリュエのそれである。この小冊子の中で、ボリュエは啓蒙思想の影響の下に作られた政治クラブに注目する。彼によれば、この政治クラブこそが革命を始め、継続した。そして彼はレンヌにおける革命的クラブの創設から検討を始め、「フランス革命の当初の事件におけるクラブとその影響力について」、「ブルトン・クラブのパリへの移住」、「立法議会の下におけるクラブ」、「国民公会の下におけるクラブ」、「ブリュメール18日までのクラブ」という章編成で分析を展開した(20-6)。

また幾つかの小冊子は、啓蒙思想によって動かされた政治的アクターとしての民衆を、問題としている。マルザン(Marsan)の書いた小冊子によれば、「革命はそれ故、民衆のためになされた。少なくとも誘惑者である啓蒙思想家らは民衆を伸ばすためなのだと言っていた。啓蒙思想家らは成功したが、騙された人々は一瞬しか偽物の幸福を享受しなかった。(中略)平等の幻想は長続きしなかった。」「下層階級」は「善良な主人」が「抑圧的な暴君」に代わったのを見た。「最も働き最も苦しんだ人々はたいした物を受取らないものである。」「多くの血がばら撒かれた後、無学な階級は学識者に従い、農民は耕し、石工は漆喰を作り、鍛冶屋は鉄床を叩き、渡し守は船を引き、荷担ぎ人は荷物の重みでたわまなければならない」(17-5)。つまりマルザンは、民衆は啓蒙思想家の言葉に従い革命に参加し革命のために働いたが、実は騙されていただけで、利益は少なかったと主張したのである。

旧ジロンド派のジルー(Giroust)も、民衆と「民衆の友」や「民衆の防衛者」や「民衆の代表」と呼ばれる者達との距離を指摘した。更に彼は書いた。「諸政府、諸憲法の抽

²⁶⁾ 翌年には、「貴族の革命的精神」へ反論するため、王党派の小冊子が出ている(19-6)。

象論は民衆の理解力を越えていた」。そしてまさにこの「民衆が（ナポレオン王朝という）第四王朝の諸制度を保持することを欲したのである。即ち、貴族制、富、肩書き、偉大さなどである。（中略）民衆は1790年以来、奪われていた平民身分という身分を自分の上に再び覆うことを望んだ」（16-10）。

また、1815年から下院議員を務めたサラベリ（Salaberry）伯爵は、革命以降、政治では、民衆の「人気」を得ることが重要になったと分析した。「しかし今日の人気は良き行動によって成り立つのではなく、うまい言葉によって成り立つのだ。革命以降、人気は古典的な成功の秘訣となり、立身出世を望むあらゆる人々は歌を歌ったし、今も歌っている」（28-1）。

③社会学的アプローチ

しかしそこにはまた革命の原因は社会そのものの変化にあるといった見解もあった。例えばルドゥエ男爵は、「フランス革命の目的は社会組織の改良であり、自由は口実で、財政はきっかけであった」と書いた。彼によれば、そもそも革命前は全てがばらばらであった。人民は三つの身分に分けられていたし、国家もまとまりがなかった。「それぞれの地方がそれぞれの法律、習慣、特権、自由、度量衡、税金を有していた。こちらでは塩が6フランして、そこから百歩のところでは12スーしかしなかった。こちらでは娘は遺産相続をせず、あちらでは長男だけが父親を継ぐことができて、別のところでは母親が子供達の相続権を奪うことができた」。このような統一の欠如が「政府の歩みと市民間の関係を複雑なものにしていた」。このような社会のあり方が革命を必要とした。そして、革命の結果、フランスは繁栄した。「革命の動乱の間に、フランスがかつての偉大さを幾らかでも失ったなどということは全くなく、逆にフランスはその美しさを増したのだ。建造物、運河、大きな道路は増え、個人の不幸は国民の繁栄のために向けられたと思われる。知性は、かつてのように少数の市民のものではもはやなく、一般的なものとなり、国民全体に広まった。礼節、教育、エレガンスがあらゆる階級を高貴にした。（中略）かくして本当の偉大さのあらゆる要素が我々のうちにはある。この偉大さは、それが不釣り合いな拡張の結果では全くなく、ヨーロッパで最も肥沃な土地の、常に再生する豊かさに基づいているだけに、確かなものである。これこそが農業国の国民の利点なのだ。そしてこの国民は、商業的でしかない国や工業的でしかない国の国民の上を行く」（16-2）。

またサン＝シモンはフランス革命の原因について次のように書いた。「この大きな変化は何らかの個別の事実に起源があるのでありません。（中略）社会の状態が全面的にその性格を変えたという唯一つの理由によって、政治制度の大変化が起きたのです。古い政体はこの新しい社会の状態には適合し得ませんでした。6世紀前からゆっくりと起きていた精神上のそして世俗上の革命が、政治上の革命を生み、必要としたのです。（中略）もしもフランス革命の起源をどうしても指定することが望まれるというのなら、都市の自由が始まり、西ヨーロッパで観察に基づく諸科学の発展が始まった日に定めなければなりません

ん」。こうして革命が生じたが、王政復古までの主要な成果は「世俗的なものとしては、封建的諸特権の廃止、貴族と聖職者の財産の売却」などであり、「精神的なものとしては、良心の自由の原則の確立」である。但し、「憲法制定議会によって為された封建制の廃止は、貴族が未だに保持していた、コミュニンにとっては重かったとはいえ、それ自身はつまらないものであった幾つかの権利を構成していた、政治的権威の残存物の廃止だったのです。封建制の破壊が本当に行なわれたのは、ルイ＝ル＝グロからルイ 11 世まで、そしてこの君主からルイ 14 世まででした。封建制がこの期間に失ったものに比べれば、革命が封建制から取り上げたものは、断じて重要ではなかったのです。同じ考察は、教会の教権について、より明白に適用されます。神学上の権威を根源的に破壊した良心の自由の宣言は、革命のはるか前からの精神状態を公認することではありませんでした。この精神状態は、実証科学が西ヨーロッパで学ばれ始めた時代以来の、特に 16 世紀の宗教改革と印刷技術の発明以来の、文明の歩みの直接的な結果でした」。つまりサン＝シモンによれば、聖俗両面で社会が変わり、それが政治制度の変革を促し、それが 1789 年を生んだ。しかし 1820 年の段階において、「革命の現実的な目的であった」新しい政治体制は、未だ確立されてはいない。そして彼は結論付ける。「革命を終える手段は、耕作者、大商人、工業家の手に、公務の行政を委ねることにあります。何故ならば、産業家は最も有能で、何よりも最も儉約家の行政官であるからです」(20-2)。

新しい社会と古い政治体制の不適合に、革命の原因を見るという点については、1830 年に出版された「革命の子」による小冊子も、同様である。「18 世紀の末から、フランスにおける諸制度はその習俗や文明と、もはや釣り合っていないかった」。一方、「革命の子」は革命の成果として「財政面での、農業面での、商業面での、工業面での」フランスの繁栄を挙げる。そしてこの成果は「社会の歩みによって、人間精神の進歩によって、啓蒙思想のより一般化された普及によって、抗し難く到達した」ものであった(30-1)。かくして社会に軸足を置いて革命を論じる視点は、産業の発展こそが革命の結果だと主張した。

④経済学的アプローチ

カンタル県代表の議員で、リベローのガニルは、「交流＝通商 (commerce)」に革命の原因を見た。「30 年前から、文明化された諸民族は、多かれ少なかれ力強くそして多少の成功と共に、彼らの政治的社会的状態に対して闘争をしている。彼らは政府に対し、彼らの権利と自由の保障それから社会的な平等を要求している。(中略) この運動は新しいものではない。それは諸民族の全体的な交流に起源を持っている。それは、啓蒙思想の伝播、富の流通、信用貸しの普及によって、広がった」。その展開を追うならば、まず「(封建制下における) 下層階級が彼らの労働の産物でもって (中略) 封建制が奪ったあらゆる権利を買い戻していった」。次に「この運動は我々の国王の第三王朝によってうまく助けられたということをまた知っておかなければならない」。王権は貴族を支配するために「下層階級」を利用しようと考え、「解放を繰り返す、個人の自由、身体的安全、財産を保護し、

労働、工業、そして全ての豊かさと富の手段を優遇した」。そして「最後に、一種の奇跡によって、思いもかけなかった出来事が強い推進力を」運動に与えた。「火薬、印刷技術の発明、喜望峰を通るインドへの道、新世界の発見、これらが殆どあらゆる人間と民族の関係を変え、必要・有用・享受の関係によって、あらゆる階級、あらゆる地位、国家のあらゆる身分を結びつけた」。そしてその結果、「動産による富」や「その伴侶である啓蒙思想」などが影響を強め、封建的で不平等な人間関係を変えていった。この延長線上にフランス革命という「政治革命」があった（23-2）。

以上、革命の原因について、王政復古期の世論がどのように考えていたのかを検討した。精神的なるものに極めて大きな比重がかけられていたが、それにもかかわらず、政治・社会・経済の局面にも、確かな分析が為されていたことが分かる。

第五節 革命は必然だったのか？

1950年代のメロンの研究によれば、王政復古期におけるリベローの歴史認識の発展に最も大きな貢献をしたのはスタール夫人であった。彼女は、フランスの歴史は自由を達成するための終わりのない闘争の歴史であったとし、フランス革命は歴史の中にルーツを持つ、つまり自由はフランスにとって決して新奇なものではなく、古いものだ、と唱えた。ここから、中世史への関心が生まれ、それはオーギュスタン・ティエリーの研究成果へとつながり、またギゾーの闘争史観も生まれた。そしてそのような歴史への関心が、ミニェなどのフランス革命は歴史的「必然」であったという主張を生んだ。一方、王党派はこれとは反対に革命の出来事としての性格を主張し、革命家の陰謀が革命を起こしたと唱えた²⁷⁾。別言すれば、その陰謀さえなかったら、革命は起こらなかったという訳である。

しかしメロンの提示した対立の構図は、政治的対立の背景には思想的対立が必ず存在するはずだという「思い込み」から主張されてはいないだろうか。メロン自身も否定できなかったように²⁸⁾、革命を神の摂理だと唱えたメストルと、革命の必然性を主張したリベローの間には類似性が認められる。実際、メストルのミニェに対する影響はクニビエレの研究によって明らかにされている²⁹⁾。

さて本節では、王政復古期の小冊子が革命の必然性についてどのように考えていたかを明らかにしたい。例えば、1766年生まれで、1790年には亡命貴族となったサラベリ伯爵は、「1789年に、革命を行なった或いは革命をしようと思った者の内、誰も、彼らが国王殺しとなり、彼らが総裁政府のメンバーとなり、彼らが元老院議員となるなどとは予見していなかった。そして大半の山師は彼らが自ら作ったギロチン台に上るなどとは予見して

²⁷⁾ MELLON, *op. cit.*, pp. 8-21; pp. 70-71.

²⁸⁾ MELLON, *op. cit.*, pp. 59-60.

²⁹⁾ KNIBIEHLER, *op. cit.*, pp. 132-135.

いなかった」と、1828年に出版された小冊子の中で書いている(28-1)。この感覚は重要であろう。同時代人は革命家さえもが革命を統御できなかったと感じていたのである。

そこから、革命を導いたのは神の摂理だという発想が出てくる。1816年に出版された、ある王党派の小冊子には次のように書かれていた。「革命は、教養ある者と無知な者、今の世代と未来の世代の教育のために、神の御手によって書かれた大きな本である」。「神が明確に示そうとしたのは、全能の神に対して立ち上がろうとした人間の無能である。実際、自らの科学や知性に誇りを抱いていた革命家達は、彼らを導く馬銜に従うことを強いられる理性の欠如した動物のようになりはしなかったか？見えない手が、革命家達が望むものとは常に全く反対の末期へと彼らを到着させるのだ。例えば、彼らは自由を望んだが、彼らはロベスピエール、総裁、ボナパルトの下で、束縛の鉄の鎖を見出した」。そして、この小冊子において、ナポレオンは「神の命令の実行者」として現れる。彼は教会を建て直すために神によってナイル川から呼ばれた。彼は秩序を樹立したが、その後、自分はヨーロッパの全ての列強と教会の敵であると宣言した。「人間を辱め、名誉と栄光はただ神にのみ属するのだということを示すために、人間の計画を助ける神の摂理は、この狂人に世界の恐怖となることを許した」。かくして世の国王達は彼に頭を下げた。しかし「ボナパルトは新しい災いでフランスを苦しめ続けた」。そこで神はブルボン家に王座を託した。ナポレオンは王政復古を準備した、「ブルボン家の先触れをする者」にすぎなかったのだ(16-1)。

また1759年生まれのリベロー(Fonvielle)は悪魔のアレゴリーを使用して革命の歴史を叙述した。確かにそこにはカリカチュア的な要素が含まれているが、注目したいのは「悪魔の仕業」によって「理性の狡知」を描こうとしている点である。例えば、悪魔はセント＝ヘレナでナポレオンに出会う。ナポレオンは悪魔に対し、悪魔が自分に約束した世界帝国はどこにいったのだと詰め寄る。これに対し悪魔が答える。「ひひひひ。貴様の百日天下だって？貴様のワートルローの戦いだって？貴様の連盟兵？貴様の3月20日？哀れな奴だ。おつむが混乱しているな！わからねえのかい？それが革命を完全に殺す、最も早くて成功確実な方法だったのさ。フランスの国王に助言者の裏切りについて教えてやって(中略)、王党派の手にしか彼の権限を委ねないように教えてやって。これでもう新しい革命は希望もなく地獄の中に置き去りさ」(27-3)。つまり、ナポレオンという一人の力とは別なところにある力が歴史を動かしているということを示すために、悪魔のアレゴリーが用いられているのである。

とはいえ、全ての王党派が神秘的なものに頼ったのではない。ポリューは、一方で革命の原因を宗教改革以来の「啓蒙思想」の発展であるとしながらも、もう一方で革命の展開の責任を政治クラブやダントン、ロベスピエールといった革命家に帰している(20-6)。つまり、歴史の大きな流れと個人の責任を両方とも視野に入れているのである。

では次に、リベロー陣営について見てみよう。確かに、リベローは歴史の大きく避けがたい流れの中に革命を位置づけようとした。ある小冊子はゴール族の時代にまで遡った

(18-2)。サン＝シモンはルイ 6 世にまで遡った (20-2)。そして、この歴史の流れが出来事を決定づけ、未来を作っていく、リベローはそう考えた。ある小冊子はそれを「事物の力 (force des choses)」と呼んだ (29-4)。別の小冊子は「神の摂理 (Providence)」と呼んだ (26-1)。またガニルは「必要＝必然 (nécessité)」という言葉を使った。彼は自分の小冊子の序文の中で書いた。「私は、革命が必要 (nécessité) だということを納得させられなかった人々を説き伏せるためではなく、公共の必要 (nécessité) に対し抵抗できる、物事の本性に対し打ち勝つことができると信じ込むだけに十分、軽率な人々を思いとどまらせるために書くのだ」 (23-2)。いずれにせよ、リベローは、革命が歴史の流れに沿ったものであったと言うことで、革命を正当化したのである。

しかし恐怖政治も正当化できるのだろうか。ガニルはメストルの言葉を引用して恐怖政治を正当化した。「よくよく考えて分かるのは、革命運動がおこったとき、フランスと君主制はジャコバン主義によってでしか救われなかったということである」 (23-2)。また「抗し難い」「社会の歩み」の流れの中で革命を捉える「革命の子」も、「無秩序と恐怖で血まみれの統治」が「フランスを救った」と主張した。「もしその恐ろしいエネルギーが発揮されなかったら、もし侵略された国境に共和国の不死身の軍隊を持っていくことができなかつたら、我々の美しい祖国が、不幸なポーランドが 1772 年と 1795 年に被った運命を受けることを、一体誰が防ぐことができたのか」 (30-1)。

ではナポレオンも正当化できるのだろうか。実際、革命に人類を再生する「神の摂理」を見出す者にとって、ナポレオンこそはまさに「理性」の保護者であった (26-1)。他方、ガニルによれば、「ボナパルトは、たとえ全てのフランス人の喝采と共にではなくとも、少なくとも一般的な同意と共に、フランスに君主制を再設立した。(中略) 共和政はかつてフランスに植え付けられたが、根を張らなかった。人々はいそいそと勲章、肩書き、榮譽に向かって駆けつけた。どれだけ僅かな共和主義者しかそれを拒まなかったことか。それこそが君主制の帰還の最も確かな保証ではなかったか？王座が空席になったとき、ブルボン家のかつての王朝が、平和裏に、革命がそこから降りたのと同じ容易さでもって、王座へ再び上った」。かくしてガニルはナポレオンこそが王政復古を用意したのだと、そして「王政復古はまた必要の産物なのだ」と主張した (23-2)。これは、前述した、ナポレオンを「ブルボン家の先触れをする者」としてとらえる王党派と近い見解である。

とはいえ、これでは全てを正当化することになってしまう。しかし、あるリベローの弁護士は、ルイ 15 世以来の啓蒙思想の発展の大きな流れの中で革命を捉える一方で、革命期の不幸の責任は全て、「過激分子」のせいであるとした。「フランスの民衆は、王制の破壊、合法的な暗殺、虐殺、溺死刑、要するに、アラスの悪魔のような弁護士の血まみれの独裁、ナポレオンの専制そして彼の悲惨な戦争の責任を、(この過激分子のみに) 帰さなければならない」。勿論、自分は「公共の自由の防衛者」であり、「ジャコバン」「反徒」「反乱分子」などではない (20-1)。

他方、サン＝シモンは革命の横滑りについて語った。「革命は始まるや否や道を誤りま

した」。必要な変革が終わったとき、「法律家と空論家」の仕事も終わったはずであった。しかしながら「新しい政治制度の形成のために召集された法律家と空論家は」、そのような能力などないのにもかかわらず、革命を導くことを欲した。実は、彼らが不安に思っていた権力など、殆ど消えていたのだ。けれども「彼らは想像しうる最も良い政府という絶対的な問題に身を投じたのです。そして常に同じ習慣によって導かれながら、この問題を法律や刑而上学の問題として扱いました」。「この方法が生み出した下らない思想と、その結果として起きた實際上の嘆かわしい帰結についてここで思い出すのは無益なことでしょう」。本来ならば、「学識者と産業家が（革命を指導するという）その仕事を為すのに最もふさわしかったのです」（20-2）。かくしてサン＝シモンは6世紀前からの歴史的必然の流れの中に革命を位置づけつつも、その一方で「法律家と空論家」の責任を説いたのであった。この点、先に見た、王党派のボリューの見解と似ている。革命の必然性に関する問題については、かなりの部分、王党派とリベローの間で重なるところがあったのではなかろうか。

第六節 他国の革命への言及

調査した88冊の小冊子の内、15冊（17%）がイギリス革命について言及していた（表6参照）。1816年に出版された小冊子は全部で11冊あるのに、イギリス革命について言及したものは皆無であったのだが、反対に、1823年のものは全部で4冊あるが、その4冊全てがイギリス革命について言及していた。1816年は未だ王政復古という政治的激変の最中であったから、他国の革命のことなど想起しなかったのかもしれない。一方、1823年はフランスがスペイン革命に対し軍事介入した年でもあるので、「革命というもの」への関心が広まり、イギリス革命との比較がなされたのかもしれない。

また、この15冊の内、13冊（87%）が王党派の傾向をもつ小冊子であった。全体88冊の内、王党派のものは57冊（65%）に過ぎない（表4）。それ故、特に王党派がイギリス革命について言及したことが分かる。そして15冊の内の約三分の一が、ナポレオンとクロムウェルの類似点を強調していた。二人とも、クーデタによって政権に就いたし、軍事的な才能があったという訳である（17-1；20-3；23-1；23-3；30-5）。また他の小冊子は、チャールズ1世とルイ16世を、或いはレベラーズとジャコバンを、同一視していた（20-6；23-4）。

更にイギリスの王政復古とフランスの王政復古を比較したものも在った。リベローは、イギリスの「反革命」が失敗に終わったように、フランスの「反革命」も失敗に終わるだろうと主張した（23-2；26-1）。一方、王党派のマドロールは、ジェームズ2世とシャルル10世を比較した。マドロールによれば、両者には「違い」がある。「前者は、彼なりのやり方で憲章からは自由に、セクト主義の教会に対抗する国家の宗教に強い手助けをしてやった」。反対に、後者は「シャルト憲章に縛られ」つつも、「最も対立する政党、人間、宗派に対し平等の保護をするのが義務だと信じている」。「ジェームズ2世の厳しさは慎重さの

足りない厳しさである。フランス国王の寛大さは厳格さの足りない寛大さである。(中略)二つの長所は本質的には反対だが、また本質的に同じ結果を生むに違いない。つまり同じような革命である」(28-2)。つまり、フランスの王政復古はイギリスのそれとは本質的には異なるものだが、同じような革命を導くことだろう、だからこそ、それに備えて反革命的な政策を採らなければならないというのが、マドロールの主張である。しかしマドロールのような差異と類似点を共に提示するものは稀であった。

さて次に「ヨーロッパ革命」論について検討してみよう。フランス革命を特殊フランスの革命、フランス的例外と見なすのではなく、他国でも起き得るヨーロッパ規模の革命運動(それを本稿では「ヨーロッパ革命」と呼ぶことにする)の中の一つとして把握する、小冊子はどれだけ在ったことであろうか。調査した88冊の小冊子の内、19冊(22%)が「ヨーロッパ革命」について言及していた(表6)。また19冊の内、15冊(79%)が王党派の小冊子であった。王党派の方が世界に目を向けていたのである。そして特に1820年から23年に出版された小冊子に、「ヨーロッパ革命」への言及が多く認められる。スペイン、イタリア、ギリシアでの動乱が影響を与えていると考えられる。

王党派の「ヨーロッパ革命」論の興味深いところは、様々な国の革命家のネットワークに注目する点である。幾つもの小冊子が、パリの「かつてはジャコバンと呼ばれた」リベロー、ロンドンの急進派(radicaux)、ドイツのゲルマン主義者(teutonistes)、イタリアのカルボナリ、スペインの自由主義派(liberalès)、フリーメーソンは、一つの共同体を形成している、と指摘している(20-10; 21-5; 23-4)。ある小冊子によれば、まさにこの秘密結社の「血まみれの提携が最近のフランス、ドイツ、イタリア、スペインなどでの革命を行なったのだ。そして彼らは新しい革命を準備している」(27-4)。また別の小冊子によれば、スペイン人は「サンキュロット、ジャコバン、リベロー」によって影響されるがままになっている(23-3)。更に次のような見解もあった。「スペインの革命は、その原理とそれに続く結果の点から考察するに、フランス革命の波及効果でしかない。或いは寧ろ、同じ原理の新たな展開である。同じ連中が、一度この原理が認められたならば、その原理が我々の間においても再び革命の燃える松明に火をつけるであろうと希望して、隣国にその原理を採用させようとしたのである」(23-1)。またマドロールはヨーロッパ各国の革命家が助け合って、政治亡命者を保護している様子を次のように書いた。「反抗精神がスペイン、フランス、ナポリ、サルディニアで相次いで認められたとき、またそこには寛容の精神が認められた。フランスはスペインのコルテスを受け入れ、スペインはフランスの裏切り者を受け入れた。ある国の裏切り者が捨てた家が、別の国の裏切り者を受け入れるのが見られた」(24-3)。実際、コトゥは1820年の諸国の革命運動を「ナポリ・ピエモンテ・スペイン同時革命」と呼んでいるが、革命家のネットワークが「同時革命」を組織したと思ったのであろう(29-3)。かくして、ある小冊子は「カルボナリ主義と下劣な情熱の闇に包まれた同盟に対抗して」聖なる君主制支持者の同盟を形成することの重要性を説いた(24-4)。

一方、リベローの「ヨーロッパ革命」論には、王党派のようなネットワークへの視点がない。サン＝シモンは書いた。「あらゆる民族が彼らの政治生活の迅速な改善を獲得したいという意味を表しています。偉大な革命がスペインで為されたばかりです。ナポリ人はすぐにスペイン人の例に続きました。国民的自尊心はフランス人に長いこと現在の政治状況にとどまっていることを許さないでしょう」(20-2)。つまりサン＝シモンは自分達が革命の時代にいるのだと言うだけで、スペイン人、ナポリ人、フランス人の間のネットワークについては言及しないのである。またガニルはネットワークの重要性を否定した。ガニルによれば、ヨーロッパ諸国で起きている革命について、「諸政府はそれが特殊な原因から来ていると考えている。そしてそれを犯罪的なたくらみ、秘密結社、扇動的な陰謀の責任にする」。しかし、それは一般的な原因を持っている。それがまさしく、ヨーロッパにおける、封建制の衰退から来る経済システムの再構築の必要性なのである(23-2)。一方、ビゴネはフランス革命以来、自由の精神がヨーロッパ中を席卷したとするが、そこで強調されるのは自由の精神の地理的拡張でしかない(21-4)。

結 論

以上、王政復古期におけるフランス革命についての認識を部分的に明らかにした。王政復古期の世論は、その時その時の時事問題を解決するための糸口を、革命の歴史に求めた。王党派の革命認識とリベローのそのの間には、当然のことながら差異が存在するものの、また重要な共通点も存在した。例えば、両者ともに、革命期の事件には個人の責任があると考えながらも、個人の力ではどうしてもできない神の摂理＝歴史の必然の存在を認めていた。このように両者が似てきた諸原因の一つとしては、両者が「世論」という一つの同じ公共空間において、同じような出版物を読んで、それらを引用しあったという点が挙げられるのではなかろうか。

さて、そのような王政復古期の革命認識の内、その後の19世紀後半から20世紀にかけての時代の中で、薄れていったものといえ、何が挙げられるであろうか。まず1789年から1815年までをセットで「革命期」と見なす認識、それからトランスナショナルな革命家によるヨーロッパ革命の流れの中にフランス革命を位置づけようとする認識、この二つが挙げられよう。では、何故この二つは時の流れの中で薄れてしまったのだろうか。それは多分、19世紀末に力を有していたブルジョワジーが重視したのが共和政であって帝政ではなかったということ、それから、彼らが国民国家の歴史、即ちフランスだけの歴史、別言すれば、フランスの変化はフランス社会の内部に原因を持つのだという歴史認

³⁰⁾ 近年、国民国家の枠組みの中でのみフランス革命を扱うことに反省がなされている。そして幾つかの研究は18世紀における西洋世界といった枠組みの中でフランス革命を捉え返そうとしている。A. JOURDAN, *La Révolution, une exception française?*, Paris, 2004; Ph. BOURDIN et J.-L. CHAPPEY (sous la dir. de), *Révoltes et révolutions en Europe et aux Amériques (1773-1802)*, Paris, 2004.

識、を何よりも望んでいたこと、に由来していると思われる³⁰⁾。

では反対に、王政復古期の後に、新たに発生した、フランス革命についての認識といえば、何が挙げられるであろうか。幾つも挙げられると思われるが、例えばその一つとしては、自律性をもって革命に主体的にアンガジェした民衆と革命的エリートであるジャコバンが連立した「93年」を、革命が最も急進化した時期であるとして、肯定的に評価する認識が挙げられよう。つまり93年を革命の最高段階、革命のクライマックスとして把握する認識である³¹⁾。この歴史認識は「ジャコバン史学」と呼ばれる歴史家達によって展開されたものであるが、彼らはロシア革命をにらみつつ、それを展開したのであった³²⁾。しかし、そのロシア革命によって生まれたソビエト連邦も消失した。かくしてフランス革命を研究する人々はフランス革命に対する新しい認識を模索している最中である³³⁾。例えば、幾人かの研究者は革命の政治文化史を研究の中心に据えた³⁴⁾。確かに、彼らによる「革命についての説明」は、必ずしも常にはないが、しばしば新しい（フュレの横滑り論は、本稿で見たように、サン＝シモンによって先取りされていた）。けれども、文化に注目するということ、即ち、出版物、文筆家、言葉の使用法、地方ごとの習俗の違いなどに注目するということ、それ自体は決して新しくない。本論で明らかにしたように、それは王政復古期にも見られたものであった。

それにしても、何故ひとはフランス革命を研究するのだろうか。少なくとも王政復古期の世論にとって、「革命は終わっていないかった」。政治的立場により、それは終わらせてはならない（＝基本的な成果を守り、完成させるべき）ものであったかもしれないし、終わらせるべき（＝火種は残存しており、いつ生じてもおかしくない再発を防ぐべき）ものであったかもしれない。しかし、いずれにせよ、フランス革命は終わっていないと認識されていた。それに、王政復古期には革命史と自分史を重ね合わせなければ、革命を叙述できない人々もいた（16-1；16-8；20-6；23-3）。彼らにとって、革命を語ることは自分を語ることであった。

ところが、フランス革命から200年以上を経た現代のフランス革命史研究者はまた別の

³¹⁾ ちなみに、階級闘争史観は、既にミニエによって先取られていた。KNIBIEHLER, *op. cit.*, pp. 135-136.

³²⁾ 例えば、遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエ フランス革命の世界史的位罫』（東京大学出版会、1986年）。

³³⁾ 例えば、小井高志氏は地方史の視点から、フランス革命の認識について、幾つかの貴重な提言をしている。小井高志『リヨンのフランス革命 自由か平等か』（立教大学出版会、2006年）。

³⁴⁾ 筆者は、フランソワ・フュレ、ロバート・ダーントン、リン・ハント、ロジェ・シャルチエ、松浦義弘氏などを、念頭においている。フランソワ・フュレ『フランス革命を考える』（岩波書店、1989年）。ロバート・ダーントン『革命前夜の地下出版』（岩波書店、1994年）。リン・ハント『フランス革命の政治文化』（平凡社、1989年）。ロジェ・シャルチエ『フランス革命の文化的起源』（岩波書店、1994年）。松浦義弘『フランス革命の社会史』（山川出版社、1997年）。

意味で「革命は終わっていない」と考えた。彼らはフランス革命を普遍化したのである。例えば、日本の遅塚忠躬氏は、フランス革命の偉大と悲慘を通じて、人間の偉大と悲慘に「共感し、感動する」ことの重要性を説いた³⁵⁾。他方、フランスのヴォヴェルは、歴史の中の革命は現在を生きる我々自身の革命でもあると説いた。そして彼は、革命というもの、即ち不正を撲滅し世界を変革しようとする希求は、ロシア革命の苦い経験の後においても否定されてはいないと語った³⁶⁾。彼らはフランス革命に時空を超えた意味を与えたのだ。

このようなフランス革命の普遍化の歴史的意味については、また別の機会に、考察したい。

(せいがん こうぼう 青山学院女子短期大学教養学科助教授)

³⁵⁾ 遅塚忠躬『フランス革命 歴史における劇薬』（岩浪書店，1997年），190頁。

³⁶⁾ M. VOVELLE, *La Révolution française expliquée à ma petite-fille*, Paris, 2006, pp. 99-100.

表 1 一覧表（書名のつづりは史料の表記のままである）

	書 名	著者名	出版地	出版年	頁数	BN 請求番号
16-1	Clef de la révolution		Avignon	1816	110	8-LB48-605
16-2	De la France après la révolution	H. de Lourdoueix	Paris	1816	55	8-LB48-672
16-3	Dictionnaire des braves et des non-girouettes. Nomenclature curieuse, intéressante et impartiale des Français royalistes ou patriotes, républicains ou bonapartistes, qui, depuis le commencement de la révolution jusqu'à la seconde restauration, ont montré un grand caractère, ont été fidèles à leur parti, et ont tout sacrifié pour la défense de leurs opinions et de leurs principes	Une société de non-girouettes	Paris	1816	309	8-LB48-736
16-4	Discours sur les causes et les effets de la révolution française, prêché le 21 avril 1816 dans l'église Saint-Cannat, en faveur des Marseillais blessés à l'affaire de la Saulce, dans la mémorable campagne de S.A.R. Monseigneur le duc d'Angoulême	Abbé de Bonnevie	Marseille	1816	41	8-LB48-539
16-5	La faction civile dévoilée. Amnistie, conspiration, nain tricolore, guerre civile, les dernières efforts de la révolution	Gavand	Genève	1816	96	8-LB48-2910
16-6	Leçons de littérature et de morale révolutionnaires	Deux libéraux	Paris	1816	80	8-LB48-441
16-7	Les principes de la révolution française sont incompatibles avec l'ordre social. Aussi longtemps que les Français ne seront pas soumis à leur souverain légitime, il ne peut y avoir ni bonheur pour la France, ni sûreté pour l'Europe. 3 ^e partie d'un ouvrage destiné à l'impression en 1795		Paris, Genève	1816	182	8-LB48-704
16-8	Le Trône et l'autel, ou Réponse à M. de Châteaubriand, par un ci-devant révolutionnaire	Rigomer Bazin	Mans	1816	18	LB48-2939
16-9	Lettre à un révolutionnaire d'aujourd'hui par un révolutionnaire d'autrefois	Rigomer Bazin	Mans	1816	16	8-LB48-725
16-10	Une erreur, ou mille et mille erreurs, évitables ou inévitables, de mille et mille historiens, écrivains, discoureurs, sur des chiliades de notes éparses, ou entassées au travers de millions de fiévreux révolutionnaires, ou de politiques en convalescence	Giroust	Nogent	1816	320	RES 8-LB48-735
16-11	Une révolution doit aussi avoir un terme	Le comte Donatien de Sesmaisons	Paris	1816	90	LB48-684
17-1	De la monarchie avec les philosophes, les révolutionnaires et les jacobins	J.-A. P.	Lyon	1817	106	8-LB48-739
17-2	Discours sur les moyens de confondre, après une longue révolution, tous les sentimens du peuple dans l'amour de la patrie et du roi	J. Lacourt	Commercy	1817	78	8-LB48-941
17-3	Du pardon accordé par les révolutionnaires aux royalists	Le comte G. De La Rochefoucauld	Paris	1817	23	8-LB48-775
17-4	La France et les Français en 1817, tableau moral et politique, précédé d'un coup d'oeil sur la révolution	C.-L. Le Sur	Paris	1817	496	LB48-902
17-5	Les révolutionnaires tels qu'ils sont, et la vérité vengée, ouvrage moral et politique	J. Marsan	Bordeaux	1817	611	LB48-841
18-1	Essai sur les moyens à employer, après une longue révolution, pour confondre tous les sentimens dans l'amour de la patrie et du roi, et pour l'entretien des bonnes moeurs, adressé à Messieurs les membres composant les Académies Royales des Sciences de Paris et de Lyon	Renault de Bécourt		1818	46	MFICHE LB48-3054
18-2	Histoire de l'esprit révolutionnaire des nobles en France sous les soixante-huit rois de la monarchie, Tome premier	Giraud	Paris	1818	381	LB48-1024 (1)
18-3	Histoire de l'esprit révolutionnaire des nobles en France sous les soixante-huit rois de la monarchie, Tome second	Giraud	Paris	1818	351	LB48-1024 (2)
18-4	L'esprit du ministère, depuis le commencement de la révolution jusqu'à nos jours	Charles-François Farcy		1818	48	8-LB48-1180
18-5	Notice de la situation politique et militaire de la France avant et depuis la révolution		Paris	1818	20	8-LB48-1144
19-1	De la nécessité, pour les rois, des souvenirs de la révolution	Le vicomte Félix de Conny	Paris	1819	24	LB48-1274
19-2	Discours sur cette question proposée, en 1817, par l'Académie de Lyon: «Des moyens à employer après une longue révolution, pour confondre tous les sentimens dans l'amour de la patrie et du roi»	Maximilien Gressier	Paris, Metz	1819	30	8-LB48-3055
19-3	Disoucrs sur une question proposée par l'Académie des sciences, belles-lettres et arts de Lyon: «Quel moyen à employer après une révolution, telle que celle qu'a éprouvée la France, pour réparer tant de maux dont elle a été la cause, et confondre tous les sentimens dans l'amour du roi et de la patrie ?»	Emmanuel Ducreux	Rouen	1819	60	8-LB48-3087
19-4	Monuments de la reconnaissance nationale, votés en France au mérite éminent, depuis 1789 jusqu'à la loi du 2 février 1819, relative à M. le duc de Richelieu, avec des réflexions sur la retraite des étrangers et sur l'invasion du jacobinisme, qui ont eu lieu sous le même ministère, par l'auteur du « <i>Génie de la révolution considéré dans l'éducation</i> »	Jean-Baptiste-Germain Fabry	Paris	1819	144	8-LB48-1215
19-5	Prières pour demander pardon à Dieu des crimes commis contre LL. MM. Louis XVI, Louis XVII, la reine Marie-Antoinette, madame Elisabeth, du massacre des évêques et des prêtres, et de tous les sacrilèges qui ont eu lieu pendant la révolution		Paris	1819	15	8-LB48-3088

19-6	Réfutation de l'écrit intitulé: <i>Histoire de l'esprit révolutionnaire des nobles en France</i> , accompagnée de réflexions sur certains faits contestés de l'histoire de France, et sur certaines maximes dangereuses de la philosophie moderne	De M***	Paris	1819	108	8-LB48-1199
20-1	Aperçu de la révolution française et des véritables intérêts de la royauté dans l'état actuel des choses	Ch.-Her. Richard	Paris, Nantes	1820	163	8-LB48-1528
20-2	Considérations sur les mesures à prendre pour terminer la révolution, présentées au roi, ainsi qu'à MM. les agriculteurs, négociants, manufacturiers et autres industriels qui sont memebres de la chambre des députés	Henri Saint-Simon	Paris	1820	98	8-LB48-3174
20-3	Crimes de la révolution française ; obligation de les réparer par la pénitence ; par un curé du diocèse de Soissons	Abbé Beauchamp	Paris	1820	378	8-LB48-1796
20-4	De la restauration, considérée comme le terme et non le triomphe de la révolution, et de l'abus des doctrines politiques; en réponse à l'ouvrage de M. F. Guizot, intitulé: <i>Du gouvernement de la France depuis la restauration, et du ministère actuel</i>	P.L.B.	Paris	1820	147	LB48-1867
20-5	Exposition des vrais principes de la foi catholique, sur la légitimité souveraineté du roi, et sur les devoirs du peuple envers le monarque, diamétralement opposés aux faux principes révolutionnaires	Du T***	Toulouse	1820	53	8-LB48-3227
20-6	La révolution de France considérée dans ses effets sur la civilisation des peuples, et ses rapports avec les circonstances actuelles	C.-F. Beaulieu	Paris	1820	112	8-LB48-1420
20-7	Le 13 février 1820. Hommage, amour, regrets. Le sol de la France vient d'être couvert d'un crime de plus, et cette circonstance déroule des maux enfantés par vingt-cinq années de révolution	Limozin		1820	pièce	4-LB48-1497
20-8	Les principes de la révolution française définis et discutés	Jean-Baptiste-Claude Riambourg	Chalon S. S	1820	115	8-LB48-1419
20-9	Les révolutionnaires de 92 et les révolutionnaires de 1820	Le vicomte Félix de Conny	Paris	1820	15	8-LB48-1682
20-10	Mémoire qui a remporté le prix de 600 francs, proposé par l'Académie des ignorants, imprimé au profit de l'auteur, conformément au programme publié par l'Académie; ou réponse à cette question: Quels sont les moyens les plus prompts et en même temps les plus modérés pour anéantir à jamais la révolution, en respectant ce que la charte royale en a consacré ?		Paris	1820	37	8-LB48-1684
20-11	Spécifique en forme de dialogue contre une rechute révolutionnaire		Paris, Marseille	1820	44	8-LB48-1401
20-12	Un quart d'heure de revue après 31 ans de révolution ou encore la vérité, toujours la vérité	Le comte de Verdalle	Ausance	1820	16	8-LB48-1855
21-1	Alliance solennelle du ciel avec l'heureuse France bourbonienne, ou le berceau de Son Altesse Royale Henri-Dieudonné duc de Bordeaux, métamorphosé en autel; suivie de pensées sur les dames, les roses, la physiologie, les ambitieux, les volcans, les conquérants et les biographies de la révolution	Auguste Hus	Paris	1821	4	8-LB48-1929
21-2	Coup d'oeil sur les résultats de toutes les révolutions, particulièrement de la révolution française, sur la désorganisation qui menace le genre humain et sur les moyens d'y remédier. Exemple d'une dynastie occupée, sans interruption, du bonheur de ses sujets. Partialité et iniquité des jugemens portés contre Louis XV, justification de sa mémoire	Le Joyand	Paris	1821	84	8-LB48-3258
21-3	Deux lettres sur les moyens d'arrêter l'esprit révolutionnaire et sur l'utilité que les rois peuvent retirer des gens de lettres adressées à leurs Majestés l'Empereur de Russie, le Roi de Prusse, et autres Souverains qui pourront y trouver quelque intérêts	Abbé Jean-Baptiste Thorel	Paris	1821	44	LB48-3259
21-4	Napoléon Bonaparte, considéré sous le rapport de son influence sur la révolution	Bigonnet	Paris	1821	54	8-LB48-2065
21-5	Plan des libéraux pour recommencer la révolution (Articles extraits de la <i>France Chrétienne</i> , Journal religieux, politique et littéraire)	Z.	Paris	1821	31	LB48-1924
21-6	Sur Napoléon, ou réponse aux journaux contre-révolutionnaires qui s'intitulent: <i>Quotidienne, Gazette de France, Journal des Débats</i> et <i>Drapeau blanc</i>	Alexandre Barginet	Paris	1821	19	8-LB48-2050
22-1	Du Libéralisme, ou la Vérité vengée, par Beauchamp, auteur de l'ouvrage intitulé: <i>Crimes de la révolution</i>	Abbé Beauchamp	Paris	1822	114	MFICHE LB48-2318
22-2	Morceaux prophétiques sur les grands événemens de la révolution française et ses suites		Paris	1822	24	8-LB48-3383
23-1	Considérations sur la nécessité de faire la guerre aux révolutionnaires espagnols, et moyens à employer pour faire cette guerre avec avantage; le tout envisagé sous le rapport politique et d'après les règles de la stratégie	L.-D. Duchateau	Paris	1823	72	8-LB48-2389
23-2	De la contre-révolution en France ou de la restauration de l'ancienne noblesse et des anciennes supériorités sociales dans la France nouvelle	Ganilh	Paris, Rouen	1823	238	8-LB48-2379
23-3	Le révolutionnaire converti ou le retour à la vertu	L. G**	Paris	1823	190	8-LB48-3413
23-4	Quelques considérations sur la révolution d'Espagne et sur l'intervention de la France	Clausel de Coussergues	Paris	1823	100	LB48-2412
24-1	Avis aux ministres sur la septennalité, extrait des <i>lettres à mon fils sur la révolution</i>	Taillandier	Paris	1824	30	8-LB48-3443
24-2	Courte réponse à une brochure intitulée: <i>De la révolution dans ses rapports avec ses victimes</i>		Paris	1824	16	8-LB48-2622

24-3	De la révolution dans ses rapports avec ses victimes et particulièrement avec les émigrés; ouvrage où se trouve la véritable politique à l'usage des restaurations	Antoine Madrolle	Paris	1824	172	8-LB48-2621
24-4	Des résultats de la guerre d'Espagne; précédés d'un coup d'oeil sur la révolution espagnole de 1820	A. de B***	Paris	1824	83	8-LB48-2612
24-5	Doctrines religieuses et politiques, seules propres à terminer ou à prévenir les révolutions et à concilier les esprits; ou résultats nécessaires de la révolution française	J. Ch. Bailleul	Paris	1824	186	8-LB48-2543
24-6	Du projet de réduction des rentes françaises, où l'on démontre que cette mesure n'est ni légale, ni profitable, ni nécessaire; suivi d'un plan de dégrèvement de soixante millions par an sur les contributions, et de la création d'un fonds destiné à fermer les dernières plaies de la révolution	P. Pélegrin	Paris	1824	66	8-LB48-2576
24-7	Les Bourbons et la monarchie tout entière, ou la révolution tout entière. Appel aux électeurs de 1789, 1794, 1815 et 1824; et aux députés de 1824	Un électeur de la Seine	Paris	1824	16	8-LB48-2535
24-8	Lettres aux jeunes électeurs pour les engager à ne donner leur voix ni aux hommes de la révolution ni aux hommes de l'ancien régime	Un jeune électeur	Paris	1824	18	8-LB48-2515
24-9	La fin de la tour d'Urgolin; suivie de projets annoncés en 1821, et publiés pour célébrer l'avènement de Charles X au trône, savoir: 1° Projet sur le droit de pétition développé en 1814, par un Député dans l'intérêt de la Monarchie, et dont N... s'empara dans son intérêt pendant l'interrègne; suivi d'un projet Conciliateur sur la liberté de la presse; 2° Le Conciliateur ou Moyens de crédit pour fermer les dernières plaies de la révolution et réduire les impôts ; Moyens de crédit précédés de l'examen impatiale de l'Administration financière de M. de Villèle; 3° Proposition garantie par des cautions pour fournir à Charles X les moyens de récompenser l'armée fidèle, dans un vaste domaine offert à M. de Villèle, en 1823	Jean-Baptiste Darmaing	Paris	1824	40	8-LB49-40
24-10	Le roi et la France ou l'écho du peuple français, bouquet de la Saint-Charles	Un enfant de la révolution	Paris	1824	31	8-LB49-65
25-1	De l'indemnité intégrale en faveur des anciens propriétaires fonciers dépossédés pendant les orages de la révolution; indemnité prouvée nécessaire par l'opinion de Falconnet, sur la vente des biens nationaux. Nouvelle édition avec notes	Ambroise Falconnet	Paris	1825	140	8-LB49-144
25-2	De l'usurpation et de la révolution	Rougemont	Paris	1825	38	8-LB49-114(A)
25-3	Dialogue entre l'arbre de la liberté et l'arbre de la sagesse, ou tableau allégorique de ce qui s'est passé en France depuis la révolution jusqu'à ce jour	Un habitant de l'île de Rhé	Paris	1825	8	8-LB49-115
25-4	La souscription ou les enrôlements révolutionnaires		Paris	1825	24	8-LB49-300
25-5	Le don gratuit ou de joyeux avènement, ou résumé sur la substitution de la confiscation mobilière à la confiscation immobilière, ministériellement appelée conversion de la rente et indemnité aux émigrés; suivi de la deuxième édition du <i>Roi et de la France ou l'écho du peuple français, bouquet de la Saint-Charles</i>	Un enfant de la révolution	Paris	1825	47	8-LB49-128
25-6	Observations sur les confiscations révolutionnaires, et le projet de loi d'indemnité présenté aux chambres	Le vicomte Félix de Conny	Paris	1825	46	8-LB49-167
26-1	De la révolution et de la contre-révolution par rapport à l'Eglise et la royauté		Paris	1826	32	8-LB49-432
26-2	Les inquiétudes révolutionnaires, ou les maladies que nous n'avons point, suivies de celles que nous avons	Jean-François Bellemare	Paris	1826	75	8-LB49-326
26-3	Les précurseurs, MM. de Châteaubriand, de Villèle, Bellart, et Cie, ou le premier coup de tocsin de la contre-révolution		Paris	1826	355	8-LB49-342
27-1	Défense de l'ordre social attaqué dans ses fondemens, au nom du libéralisme du XIXe siècle, par M. de Montlosier, où l'on défère au roi, aux chambres et aux cours, les oeuvres de cet écrivain, comme le résumé des erreurs avec lesquelles la philosophie a fait la révolution	Antoine Madrolle	Paris	1827	420	8-LB49-440(A)
27-2	Essai sur les causes de la révolution française, suivi de deux lettres à Millord*** et d'une pièce de vers inédite	Claude-François Rivarol	Paris	1827	47	8-LB49-574
27-3	Lucifer, ou la contre-révolution, extrait des mémoires et du portefeuille de l'Académie des ignorants	Le Cher. De Fonvielle	Paris	1827	148	8-LB49-809
27-4	Preuves frappantes de l'imminence d'une seconde révolution, qui pourra couvrir de ruines, de larmes et de sang, tout le sol de la France; et indication des moyens de salut qui restent encore au pouvoir du gouvernement		Paris, Besançon	1827	16	8-LB49-575
28-1	La dixième aux hommes de bien. Quelques mots à l'ordre du jour, de la faveur populaire considérée comme moyen de révolution. Extrait du <i>Conservateur de la Restauration</i>	Le comte de Salaberry	Paris	1828	16	8-LB49-899
28-2	La sagesse profonde et l'infailibilité des prédictions de la révolution qui nous menace, démontrées par l'accomplissement littéral des nombreuses prédictions de la révolution qui nous est arrivée; ou le memento des rois	Antoine Madrolle	Paris	1828	140	8-LB49-917

28-3	La troisième aux hommes de bien. De l'esprit de doctrines et de l'esprit de révolution. Extrait du <i>Conservateur de la Restauration</i>	Le comte de Salaberry	Paris	1828	16	8-LB49-899
29-1	Catéchisme anti-révolutionnaire		Monpellier, Lyon	1829	36	8-LB49-988
29-2	Du droit d'élection établi par la charte, examen politique et philosophique des prétentions de l'esprit révolutionnaire à cet égard, même de celles que la législation a semblé sanctionner, et recherche des vrais principes qui seuls doivent régir cette matière	Le Cher. De Fonvielle	Paris	1829	87	8-LB49-1133
29-3	Plan du parti révolutionnaire pour la session de 1829; suivi de quelques nouvelles observations sur la loi des élections	Cottu	Paris	1829	120	8-LB49-987
29-4	Une révolution est-elle encore possible ?	J.-B. Férat	Paris, Lyon	1829	31	8-LB49-1139
30-1	Au roi et à la nation sur la crise actuelle et le coup d'état tenté involontairement par la dernière chambre des députés, ou de la distinction établie par la charte entre le pouvoir absolu et le pouvoir réel ou relatif du roi et des chambres	Un enfant de la révolution	Paris	1830	47	8-LB49-1276
30-2	De la révolution qui nous menace. Extrait du <i>Journal du Nord</i>	Le franc parleur du Nord	Lille	1830	27	8-LB49-1178
30-3	Du gouvernement révolutionnaire, ou refus des subsides	Nicolas-Louis-Marie Magon Le Gervaisais	Paris	1830	47	8-LB49-1160
30-4	Le Coup d'Etat et la Révolution	Jean-Baptiste Mesnard	Paris	1830	15	8-LB49-1220
30-5	Mars 1830 au ministère actuel. Débarassez-nous de la révolution et donnez-nous la paix	De Gasté de Commer	Paris	1830	36	8-LB49-1192
30-6	Le flambeau des Français, ou le voile déchiré des horreurs révolutionnaires, suivi d'un coup d'oeil de poing à l'athéisme	Breuilh	Paris	1830	154	8-LB49-1171
30-7	Question d'Etat. Mémoire au conseil du roi sur la véritable situation de la France, et sur l'urgence d'un gouvernement contraire à la révolution; où l'on démontre, par des raisons nouvelles, le danger et l'injustice de la loi électorale en vigueur; et l'on expose tous les systèmes d'élection compatibles avec la sûreté de la monarchie, et la dignité de la grande majorité des Français	Benaben; Ducancel; Henrion; Le comte Achille de Jouffroy; Madrolle	Paris	1830	123	8-LB49-1195

表 2 著者に関する情報

	著者名・生没年	略 歴
16-1		
16-2†	Baron de Jaques-Honoré Lelarge Lourdoueix, 1787 (Beaufort, Creuse) —1860	帝政政府の下では、アントワープの県庁で働いた。1814 年からは、『メルキュール紙 (Mercure)』と『ガゼット・ド・フランス紙 (Gazette de France)』の編集に協力した。1817 年には『世紀の狂乱 (Folies du siècle)』という小説を出版し、その成功はドゥカズ (Decazes) とレネ (Lainé) という、当時の大臣の庇護を彼にもたらした。彼は、彼の庇護者の政策を支持する新聞『スペクタトゥール紙 (Spectateur)』のために、レネが左翼の影響の下に引退するまで、積極的に協力した。そしてそれから、彼はユルトラ王党派に身を投じ、1821 年まで『ガゼット・ド・フランス紙』で内閣の政策を批判した。その後、右翼の内閣ができると、コルビエール (Corbière) の下の内務省で、芸術・科学・文学を担当する部局長となった。そして男爵の称号を与えられ、1826 年 10 月 29 日にはレジョン・ド・ヌール勲章を得た。更に、1827 年には、新聞の検閲を担当する部局長となった。
16-3	Une société de non-girouettes	
16-4†	Abbé de Bonnevie, 1762 頃—?	1802 年、リヨン大司教座聖堂参事会員となった。ついで、ナポレオンの伯父であるフェシュ (Fesch) 大司教の秘書としてローマに行った。その後、リヨンに戻り、優れた説教者として評判となった。王政復古期には熱心な王党派となった。
16-5‡	Gavand	『連盟兵の犯罪 (Crimes des fédérés)』の著者。
16-6	Deux libéraux	
16-7		
16-8†	Jacques-Rigomer Bazin, 1771 (le Mans)—1820	総裁政府に反対し、帝政政府を攻撃し、マレ (Malet) の陰謀に加わった。その後、1814 年までハム (Ham) に留置された。監獄を出ると、同盟軍の侵入に対し国民的蜂起を起こそうとした。同盟軍による占領の後には、15 から 20 サンチームの価格で、民衆教育のための小冊子を出版しようと計画したが、そのためにメーヌ＝エ＝ロワール (Maine-et-Loir) の重罪裁判所に召喚された。しかし無罪となった。
16-9	Jacques-Rigomer Bazin	
16-10†	Jaques-Charles Giroust, 1749 (Nogent-le-Rotrou) —1836	革命勃発時には、生まれ故郷の裁判所の判事であった。その後、1791 年、立法議会に、ウール＝エ＝ロワール (Eure-et-Loir) 県からの議員として選ばれた。1792 年には国民公会の議員となった。国王裁判の際には、国王を、戦争の間は禁固刑とし、終戦を迎えたら追放刑にすることを提案した。彼はジロンド派に属し、恐怖政治のときには逮捕を宣告された。テルミドール 9 日の後に再び政治生活に復帰し、ノール (Nord) 及びサンブル＝エ＝ムーズ (Sambre-et-Meuse) 方面軍の派遣議員となった。1795 年には五百人議会の議員となり、ブリュメール 18 日のクーデタの後には、生まれ故郷の民事裁判所の裁判長に任じられた。
16-11	Comte Donatien de Sesmaisons	

「著者に関する情報」の表作成にあたり使用した史料

† P. Larousse, *Grand dictionnaire universel du XIXe siècle*, (Paris, 1866–79), Reimpression, Paris, 1982.

‡ 史料の小冊子

17-1‡	J.-A. P.	リヨン出身。
17-2	J. Lacourt	
17-3	Comte G. de la Rochefoucauld	
17-4	C.-L. Lesur	
17-5‡	J. Marsan	ジェール（Gers）県出身。『神の摂理の道に関する演説（ <i>Discours sur les voies de la Providence</i> ）』などの著者。英語で書かれた著作もある。
18-1	Renault de Bécourt	
18-2	Giraud	
18-3	Giraud	
18-4†	François-Charles Farcy, 1792 (Paris)—1867	1827 年から 1835 年までは『芸術家新聞（ <i>Journal des artistes</i> ）』の編集長であった。1830 年には芸術自由協会を設立した。
18-5		
19-1	Vicomte Félix de Conny	
19-2‡	Maximilien Gressier	パ・ド・カレ（Pas-de-Calais）レジオンの将校。
19-3‡	Emmanuel Ducreux	元カルトジオ小修道院院長。
19-4	Jean-Baptiste-Germain Fabry	
19-5		
19-6	De M***	
20-1‡	Ch.-Her. Richard	弁護士。
20-2†	Claude Henri Saint-Simon, 1760 (Paris)—1825 (Paris)	革命期には、金銭的な必要から、1790 年から 1797 年にかけて、国有財産の売却に関わる投機に身を投じた。その後、1814 年には、『ヨーロッパ社会の再編成について、もしくは、各国民の自立を保持しつつ政治的手段によってヨーロッパの諸民族を纏め上げる方法とその必然性について（ <i>De la réorganisation de la société européenne ou De la nécessité et des moyens de rassembler les peuples de l'Europe en un seul coup politique, en conservant à chacun son indépendance nationale</i> ）』という本を出版し、この仕事のさい、オーギュスタン・ティエリーによって助けられた。また、1823 年には自殺を試みた。1824 年、『産業者の教理問答（ <i>Catéchisme des industriels</i> ）』を出版した。
20-3‡	Abbé Beauchamp	ソワソン（Soissons）の司教区のビュシール＝ロン（Bussy-le-long）の主任司祭。
20-4	P.L.B.	
20-5‡	Du T***	トゥルーズ司教区に統合されたコマンジュ（Comminges）司教区の、元主任司祭。
20-6†	Claude-François Beaulieu, 1754 (Riom)—1827	1789 年の『ヴェルサイユ・ニュース紙（ <i>Nouvelles de Versailles</i> ）』、1792 年の『ポスティオン・ド・ラ・ゲール紙（ <i>Postillon de la guerre</i> ）』といった、王党派の新聞の編集に携わった。その思想性の結果、投獄されたが、テルミドール 9 日の後には解放された。しかし共和暦 5 年フリュクティドール 18 日に、『ミロワール紙（ <i>Miroir</i> ）』という反共和主義的な新聞のために、再び追放された。1803 年から 1815 年にはオワーズ（Oise）県の新聞の編集に携わった。

20-7†	Limozin	科学と芸術の教師。
20-8†	Jean-Baptiste-Claude Riambourg, 1776 (Dijon)—1837 (Dijon)	弁護士としてキャリアを始め、1815年には主席検事となった。1818年にはディジョン裁判所の裁判長となった。
20-9	Vicomte Félix de Conny	
20-10		
20-11		
20-12	Comte de Verdalle	
21-1†	Auguste Hus, 1769 (Turin)—1829	トリノの宮廷舞踏家であった父親の後を継いで舞踏の教師となったのだが、革命に共感してパリに赴き、様々な小冊子を発行した。ピエモンテとフランスの統合の後、統領政府・帝政政府の下、トリノで副図書館員となった。その後、パリに戻って警察署で仕事を得た。彼が示した革命への情熱は帝国への情熱に変わった。しかしナポレオン没落後はブルボン家を支持した。百日天下になると、再び皇帝を歓呼で向かえた。ワーテルローの後は再びブルボン家の賛美者となった。
21-2	Le Joyand	
21-3	Abbé Jean-Baptiste Thorel	
21-4†	Jean Adrien Bigonnet, 1775—1832	愛国者であり熱心なボナパルティストであった。百日天下の際にはマコン (Macon) の市長に任命された。
21-5	Z.	
21-6†	Alexandre Barginet, 1797 (Grenoble) —1843 (Lyon)	熱心なボナパルティストだったこともある。政治新聞に関係しただけでなく、小説や戯曲も書いた。ドゥカズ内閣を批判するパンフレットを書いて、3000 フランの罰金と15ヶ月の禁固刑を宣告された。
22-1	Abbé Beauchamp	
22-2		
23-1‡	L.-D. Duchateau,	参謀部中佐。サン・ルイ勲章及びレジョン・ド・ヌール勲章取得。
23-2†	Charles Ganilh, 1758 (Allanche)—1836	1789年には、パリの常設選挙人委員会の7人のメンバーの1人であった。ブリュメール18日以降は護民院のメンバーとなった。しかし統領政府に反対して、1802年に、ベンジャマン・コンスタンらとともに国外追放された。1815年から1823年までは下院議員となった。リベローであった。また、経済学に関する著作を出版した。
23-3	L.G**	
23-4‡	Clausel de Coussergues	下院議員。
24-1†	Auguste-Louis Taillandier, 1754 (Sens)—1832	革命が起きたときは、パリで弁護士をしていた。王党派となった彼は逮捕され、数ヶ月間獄中生活を余儀なくされた。その後、帝政期に、政府から行政官の役職に就くように求められたが、革命から生まれた政府には仕えたくないと言明し、1815年まで一弁護士として働いた。王政復古期になると、生まれ故郷の裁判所の所長となり、死ぬまでその役職を変えなかった。その一方で、幾つかの新聞に寄稿した。

24-2		
24-3†	Antoine Madrolle, 1792 (Saint-Sein, Côte d'Or) —1861, (Paris)	法律学を学び、刑法の教授になろうとしたが失敗し、『コンセルヴァトゥール紙 (<i>Conservateur</i>)』や『ガゼット・ド・フランス紙』に寄稿した。そしてボナルの庇護の下に、1824 年、『犠牲者と革命との関係から見た革命論 (<i>De la Révolution dans ses rapports avec ses victimes</i>)』を出版し、以後、膨大な小冊子を書いて、絶対主義やジュズイットをまもり、自由思想を攻撃した。
24-4	A. de B***	
24-5†	Jaques-Charles Bailleul, 1762 (Bretteville, Seine-Inférieure)—1843	ジロンド派だったので、ジロンド派の没落とともに投獄された。1794 年 12 月に国民公会に復帰し、テルミドールの反動を利する政策を推進した。五百人議会、ついで護民院のメンバーとなり、1804 年にはソンム県の包括間接税局の局長となった。王政復古期にはジャーナリストとなり、『ジョルナル・ドゥ・コメルス紙 (<i>Journal du commerce</i>)』の創設者の一人となった。財政問題、税金問題、政治、地理学に関する多くの著作がある。
24-6	P. Pélegrin	
24-7	Un électeur de la Seine	
24-8	Un jeune électeur	
24-9	Jean-Baptiste Darmaing	
24-10	Un enfant de la révolution	
25-1	Ambroise Falconnet	
25-2	Rougemont	
25-3	Un habitant de l'île de Rhé	
25-4		
25-5	Un enfant de la révolution	
25-6	Vicomte Félix de Conny	
26-1		
26-2†	Jean-François Bellemare, ?—1842	1796 年に、王党派の新聞『グランドール紙 (<i>Grandeur</i>)』の編集に携わった。フリュクチドール 18 日の後はアメリカに亡命することを余儀なくされた。その後、フランスに戻り、『ガゼット・ド・フランス紙』に寄稿した。1809 年から 1814 年まで、アントワープで警察署長として勤めた。その後、再び新聞の編集に携わり、政治に関する小冊子も出版した。
26-3		
27-1	Antoine Madrolle	
27-2†	Vicomte de Claude-François de Rivarol, 1762, (Bagnol-sur-Cèze, Gard) — 1848, (Brie-Comte-Robert, Seine-et-Marne)	1788 年に王立軍大尉となった。革命が勃発すると、『都市と宮廷の新聞 (<i>Journal de la ville et de la cour</i>)』を発行したり、幾つもの小冊子を出したりした。しかしその後、亡命し、コブレンツに赴き、ロンドンに向かった。マリー=アントワネットを助ける任務を携え、パリに戻るが、8 月 10 日の後、再び亡命した。そしてその後もブルボン家のために仕え続け、1797 年にはサン=ルイ騎士となり、大佐となった。ブリュメール 18 日のときにパリにいた彼は、逮捕され、2 年間、監禁生活を送った。そしてその後、南フランスに追放された。復古王政は、1816 年、彼に元帥の位を与え、ガール (Gard) 県に臨時即決裁判所が設立されたときには、裁判官となった。

27-3†	Bernard-François-Anne Fonvielle, dit le <i>Chevalier</i> , 1759 (Toulouse)—1839	革命当初は、極めて急進的な見解をモンペリエのクラブで表明し、県選挙人議会の秘書となった。しかしその後、王党派に転向し、マルセイユに赴いた。1793年には南フランスの諸県を蜂起させようとし、リヨンからフランシュ＝コンテの議員を追放させた。しかし共和国軍がリヨンに来るのを見ると、スイスを経由して、イタリアに逃げた。その後、トゥーロンで王党派のプロパガンダを続けた。しかしトゥーロンが共和国軍の手に落ちると、再び外国に逃亡し、ペローナで後のルイ 18 世に会い、彼のエージェントになった。そしてテルミドール 9 日の後、再びリヨンついでマルセイユに赴き、陰謀を企てたが、追放された。しかし、統領政府になると、政府を支持する小冊子を出して、陸軍省に勤務した。その後は、フランス銀行で勤めた。王政復古になると、失業者となり、ブルボン家に補助金を要請したが断られ、貧困のうちに死んだ。
27-4		
28-1†	Comte de Charles-Marie d'Irumberry Salaberry, 1766—1847 (Fossé, près de Blois)	1790 年に亡命し、トルコ、ドイツ、イタリアを訪れた。その後、コンデ軍に勤務した。それからヴァンデに赴き、騎兵中隊を指揮した。統領政府下、プロワに引退し、1814 年まで警察の監視下にあった。百日天下の際には、王党派の義勇兵を組織しようとした。第二次王政復古下、ロワール＝エ＝シェール (Loir-et-Cher) 県出身の議員となり、不寛容な政策を支持し、「扇動的な叫び声」を挙げた者には死刑を要求した。また、彼によれば、印刷物は「宗教と王朝の敵であり、プロテスタンティズムと非正統主義あるいは人民主権の友の武器」であった。1830 年の革命の後、政界から退いた。
28-2	Antoine Madrolle	
28-3	Comte de Charles-Marie d'Irumberry Salaberry	
29-1		
29-2	Bernard-François-Anne Fonvielle, dit le <i>Chevalier</i>	
29-3†	Charles Cottu, 1777 (Paris)—1849	1810 年にはパリの裁判所の判事となり、王政復古下でもその職を保持した。1819 年には監獄改善協会を創設した。ジャーナリストとしては、絶対王政を支持した。
29-4‡	J.-B. Férat	国務大臣でありアカデミー・フランセーズのメンバーであったフェラン (Ferrand) 伯爵の元秘書。
30-1	Un enfant de la révolution	
30-2	Le franc parleur du Nord	
30-3	Nicolas-Louis-Marie Magon Le Gervaisais	
30-4	Jean-Baptiste Mesnard	
30-5‡	De Gasté de Commer	マインツ出身。
30-6‡	Breuilh	オート＝ヴィエンヌ (Haute-Vienne) のピエールブシエール (Pierrebussière) の元市長。

30-7†	Benaben	
	Ducancel	
	Baron de Mathieu-Richard-Auguste Henrion, 1805 (Metz) — 1862, (Aix-en-Provence)	法律学を学び、パリで弁護士となった。また、『白旗紙 (<i>Drapeau Blanc</i>)』、『プール・エ・コントル紙 (<i>Pour et Contre</i>)』、『公教育新聞 (<i>Journal de l'instruction publique</i>)』の編集に携わった。多くの記事だけでなく、幾つもの単行本を出版したが、その主張は反自由主義的なものであった。
	Comte Achille de Jouffroy	
	Antoine Madrolle	

表3 書店・出版社・印刷所に関する情報

	出版地	名 称	住 所
16-1	Avignon	L.NT Aubanel	
16-2	Paris	C.-F. Patris Colignon	Quai de la Cité Palais-Royal
16-3	Paris	Lévêque Laurens Delaunay Pelicier	Quai des Augustins Quai des Augustins Palais-Royal Palais-Royal
16-4	Marseille	Roux-Rambert	Rue de la Salle
16-5	Genève	J. J. Paschoud	Rue Saint-Paul
16-6	Paris	Adrien Egron Delaunay	Rue des Noyers Palis-Royal
16-7	Paris Genève	J. J. Paschoud J. J. Paschoud	Rue Mazarine
16-8	Mans	L'auteur	Rue Saint-Ursule
16-9	Mans	L'auteur	
16-10	Nogent	Cardon	
16-11	Paris	Le Normant	
17-1	Lyon	L. Cutty	Place Louis le Grand
17-2	Commercy	Denis	
17-3	Paris	Raymond J. L. Scherff	Palais-Royal Passage du Caire
17-4	Paris	H. Nicole Fantin Delaunay	Rue de Seine Quai Malaquai Palais-Royal
17-5	Bordeaux	Lavigne Jeune, imprimeur du Roi, du Duc d'Angoulême, et de la Préfecture	
18-1			
18-2	Paris	Baudouin Frères Foulon et Cie	Rue de Vaugirard Rue des Francs-Bougeois
18-3	Paris	Baudouin Frères Foulon et Cie.	
18-4		A. Bobée	Rue de la Tablette
18-5	Paris	Chaignieau	
19-1	Paris	Petit Anthe. Boucher	Palais-Royal Rue des Bons-enfants
19-2	Paris Metz	Magimel et compagnie Verronnais	Rue Daupine Place de l'Hôtel de ville
19-3	Rouen	P. Periaux, imprimeur du Roi	

19-4	Paris	Le Normant Rey et Gravier	Rue de Seine et Quai Conti Quai des Augustins
19-5	Paris	Le Normant	Rue de Seine, faub. S. Germain
19-6	Paris	Le Normant Delaunay Delongchamps	Quai Conti Palais-Royal Rue Saint André des Arcs
20-1	Paris Nantes	Rapet Delaunay Victor Mangin père et fils	Rue Saint André des Arcs Palais-Royal
20-2	Paris		
20-3	Paris	A. Egron A. Leclere	Rue des Noyers Quai des Augustins
20-4	Paris	Le Normant	Rue de Seine, près le Pont des arts
20-5	Toulouse	Augustin Manavit, imprimeur du Roi	Rue Saint-Rome
20-6	Paris	J. G. Dentu	Rue des Petits-Augustin
20-7			
20-8	Chalon S. S	Dejussieu, imprimeur du Roi	
20-9	Paris	J. G. Dentu Petit	Rue des Petits-Augustin Palais-Royal
20-10	Paris	Le Normant Petit Ponthieu Peliddier	Rue de Seine Palais-Royal
20-11	Paris Marseille	Lecointre et Durey Cabinet littéraire de Mme. Clavel	Quai des Augustins
20-12	Ausance (Creuse)	Anth. Boucher	Rue des Bons enfants
21-1	Paris	Libraire vis-à-vis le passage du Panorama	
21-2	Paris	Pillet aîné	Rue Christine
21-3	Paris		Place de l'Odéon
21-4	Paris	Brissot-Thivars	Rue Chabannais
21-5	Paris	A. Clo	Rue Saint Jaques
21-6	Paris		
22-1	Paris	A. Egron	Rue des Noyers
22-2	Paris	Chassaignon	Rue Gît le cour
23-1	Paris	J. Trouve Piaut Ponthieu Delaunay	Rue Neuve S. Augustin Quai de la Monnaie Palais-Royal Palais-Royal
23-2	Paris Rouen	Béchet aîné Béchet aîné	Quai des Augustins Rue Grand Pont
23-3	Paris	Tiger	Rue du Petit Pont

23-4	Paris	A. Egron G. Dentu	Rue des Noyers Palais-Royal
24-1	Paris	Desenne	Palais-Royal
24-2	Paris		Palais-Royal
24-3	Paris	Ponthieu	Palais-Royal
24-4	Paris	Delongchamps Le Normant fils Dentu Hubert Picard	Quai des Augustins Rue de Seine Palais-Royal Palais-Royal Quai Conti
24-5	Paris	Renard	Rue Sainte-Anne
24-6	Paris	Delaunay	Palais-Royal
24-7	Paris	Anth. Boucher Petit L.A. Pitou	Rue des Bons enfants Palais-Royal Rue de Lully
24-8	Paris	Ponthieu	Palais-Royal
24-9	Paris	L'auteur	Rue des Sèvres
24-10	Paris	J. G. Dentu	Rue des Petits Augustins
25-1	Paris	Librairie ancienne et moderne Auguste Udron	Palais-Royale Quai Malaquais
25-2	Paris	Pillet aîné	Rue Christine
25-3	Paris	Mme. Goulet	Palais-Royal
25-4	Paris		
25-5	Paris	J. G. Dentu	Rue des Petits Augustins
25-6	Paris	Audriveau	Boulevard des Capucines
26-1	Paris	Béchet aîné	Palais-Royal
26-2	Paris	Pillet aîné	Rue des Grands Augustins
26-3	Paris	L'éditeur	Rue des Fossé Saint Germain l'Auxerrois
27-1	Paris	Pillet aîné	Rue des Grands Augustins
27-2	Paris		
27-3	Paris	L'auteur Delaforest Fayolle	Rue Richer Rue des Filles-Saint-Thomas Palais-Royal
27-4	Paris Besançon	Gauthier Gauthier frères	Rue Serpente Grand rue
28-1	Paris	Poussielgue-Rusand	Rue de Sèvres
28-2	Paris	J. J. Blaise Ponthieu	Rue Férou Palais-Royal
28-3	Paris	Poussielgue-Rusand	Rue de Sèvres
29-1	Montpellier Lyon	A. Seguin Rusand	

29-2	Paris	Delaforest Fayolle L'auteur	Rue des Filles-Saint-Thomas Rue du Rempart Rue Richer
29-3	Paris	J. G. Dentu	Palais-Royal et Rue du Colombier
29-4	Paris Lyon	Rusand Rusand, imprimeur du Roi	Rue de Pont de Fer Saint Sulpice Rue Mercière
30-1	Paris	J. G. Dentu	Palais-Royal et Rue du Colombier
30-2	Lille	Reboux-Leroy	Rue de Fossé
30-3	Paris	A. Pihan Delaforest	Rue des Noyers
30-4	Paris		Galerie Véro-Dodat
30-5	Paris	Pihan Delaforest	Rue des Bons Enfants
30-6	Paris	L'auteur	Rue des fossés Saint Germain des Près
30-7	Paris	Lemariée Ledoyen	Rue de Pont de Fer Saint Sulpice Palais-Royal

表 4 党派

	王党派カリベローか		王党派カリベローか		王党派カリベローか
16-1	王党派	20-4	王党派	24-10	リベロー
16-2	王党派?(リベローと共通点多)	20-5	王党派	25-1	王党派
16-3	リベロー	20-6	王党派	25-2	王党派
16-4	王党派	20-7	王党派	25-3	王党派
16-5	王党派	20-8	王党派	25-4	王党派
16-6	王党派(リベローに扮した)	20-9	王党派	25-5	リベロー
16-7	王党派	20-10	王党派	25-6	王党派
16-8	リベロー	20-11	王党派	26-1	リベロー
16-9	リベロー	20-12	王党派	26-2	王党派
16-10	リベロー	21-1	どちらとも確定できない	26-3	リベロー(ボナパルティスト)*
16-11	王党派	21-2	王党派	27-1	王党派
17-1	王党派	21-3	王党派	27-2	王党派
17-2	リベロー	21-4	リベロー(ボナパルティスト)*	27-3	王党派
17-3	王党派	21-5	王党派	27-4	王党派
17-4	どちらとも確定できない	21-6	リベロー(ボナパルティスト)*	28-1	王党派
17-5	どちらとも確定できない	22-1	王党派	28-2	王党派
18-1	どちらとも確定できない	22-2	どちらとも確定できない	28-3	王党派
18-2	リベロー	23-1	王党派	29-1	王党派
18-3	リベロー	23-2	リベロー	29-2	王党派
18-4	リベロー	23-3	王党派	29-3	王党派
18-5	王党派	23-4	王党派	29-4	リベロー
19-1	王党派	24-1	王党派	30-1	リベロー
19-2	リベロー	24-2	リベロー	30-2	王党派
19-3	王党派	24-3	王党派	30-3	王党派
19-4	王党派	24-4	王党派	30-4	リベロー
19-5	王党派	24-5	リベロー	30-5	王党派
19-6	王党派	24-6	どちらとも確定できない	30-6	王党派
20-1	リベロー	24-7	王党派	30-7	王党派
20-2	リベロー	24-8	どちらとも確定できない		
20-3	王党派	24-9	王党派		

* 当時、リベローとボナパルティストの思想には重なるところがあった。

Ph. GONNARD, «La légende napoléonienne et la presse libérale (1817-1820)», *Revue des études napoléoniennes* (1912); Idem, «La légende napoléonienne et la presse libérale: La Minerve», *Revue des études napoléoniennes* (1914); N. PETITEAU, *Napoléon, de la mythologie à l'histoire*, Paris, 1999.

表 5 参考文献

	公的資料	逐次刊行物	単行本
16-1			聖書
16-2			
16-3			
16-4			
16-5			La Roche-Jaquelain, <i>Nain tricolore</i>
16-6		<i>Moniteur</i>	
16-7			
16-8			Chateaubriand, <i>Réflexion politique</i>
16-9			
16-10			<i>Biographie moderne</i>
16-11			
17-1			Chateaubriand, <i>Génie du Christianisme</i>
17-2		<i>Journal du Commerce</i>	
17-3			<i>De la doctrine politique qui doit le plus réunir les Français</i>
17-4			
17-5			Lee, <i>Les Etats-Unis et l'Angleterre</i>
18-1			
18-2			
18-3		<i>Quotidienne; Annales; Journal des Débats</i>	
18-4	総裁政府期から 1817 年までの警察に関する法律		
18-5			
19-1	ルイ 18 世の声明文		Bertrand de Molleville, <i>Histoire de la révolution française</i>
19-2			
19-3			聖書 Lamennais, <i>Essai sur l'indifférence en matière de Religion</i>
19-4		<i>Journal général; Annales; Journal du Commerce; Minerve; Lettres Normands; Homme Gris; Bibliothèque historique; Boussole; Archives politiques</i>	
19-5			
19-6			Giraud, <i>Histoire de l'esprit révolutionnaire des nobles en France sous les soixante-huit rois de la monarchie</i>

20-1		<i>Quotidienne</i>	
20-2			
20-3			聖書
20-4		<i>Courrier français</i>	Guizot, <i>Du gouvernement de la France depuis la restauration, et du ministère actuel</i>
20-5			
20-6		<i>Annales patriotiques</i>	
20-7			
20-8	フーシェの報告；ガモンの動議；五百人会議でのブレイの発言；1815 年の建白書		
20-9			
20-10			
20-11			
20-12		<i>Mercure royal</i>	
21-1			
21-2			
21-3			
21-4			
21-5	議会での演説	<i>Mercure de France; France chrétienne</i>	
21-6		<i>Quotidienne; Gazette de France; Journal des Débats; Drapeau blanc</i>	
22-1		<i>Constitutionnel</i>	
22-2		<i>Moniteur; Mémorial religieux</i>	<i>Recueil de prédictions intéressantes sur plusieurs événemens importants; Recueil de discours de piété sur nos derniers temps</i>
23-1			
23-2			
23-3			
23-4			
24-1			
24-2			Antoinne Madrolle, <i>De la révolution dans ses rapports avec ses victimes et particulièrement avec les émigrés</i>
24-3	1790 年の法律；93 年・95 年・共和暦 8 年・百日天下時の憲法の所有権に関する条項	<i>Moniteur</i>	Guizot, <i>Des moyens de gouvernement et d'opposition</i>

24-4			
24-5			
24-6			
24-7		<i>Constitutionnel; Minerve; Conservateur</i>	
24-8			
24-9		<i>Echo du Midi</i>	
24-10			
25-1	1793 年から統領政府期までの法律		
25-2			
25-3			
25-4		<i>Constitutionnel</i>	
25-5			
25-6		<i>Moniteur</i>	
26-1			
26-2		<i>Constitutionnel; Journal du Commerce; Courrier français</i>	
26-3		<i>Constitutionnel; Mercure; Journal des Débats; Journal de Paris</i>	Regnault Warin, <i>Introduction à l'Histoire de l'Empire français</i> ; Chateaubriand, <i>Du Buonaparte et des Bourbons</i> ; Villèle, <i>Observations sur le projet de constitution</i> ; <i>Recueil des Pièces authentiques sur le prisonnier de Sainte-Hélène</i> ; Las Cases, <i>Le Mémorial</i>
27-1	ロベスピエール憲法草案	<i>Quotidienne; Ami de la religion; Etoile; Tablette du clergé; Journal de Paris; Constitutionnel; Gazette de France; Drapeau blanc; Courrier français</i>	Montlosier, <i>Mémoire à consulter aux avocats; Dénonciation au roi et à ses cours; Dénonciation aux cours royales</i> ; Constant, <i>Religion considérée dans sa source, ses formes et ses développemens</i>
27-2			Rousseau, <i>Contrat social</i>
27-3		<i>Mercure royal; Parachute monarchique; Courrier français; Conservateur; Journal des Débats; Quotidienne</i>	
27-4			
28-1		<i>Moniteur; Conservateur de la Restauration; Annuaire universel; Tableau de la Grande Bretagne</i>	Beaulieu, <i>La révolution de France considérée dans ses effets sur la civilisation des peuples, et ses rapports avec les circonstances actuelles</i> ; <i>Essai historique sur les causes et les effets de la Révolution de France</i>

28-2	議会での発言 ルイ 16 世の手紙	<i>Constitutionnel; Conservateur; Quotidienne</i>	聖書 Abbé de Marandé, <i>Inconvénients d'Etat procédans du Jansénisme</i> ; Montlosier, <i>Apologie du clergé, des jesuites, et de toutes leurs doctrines</i> ; Bossuet, <i>Politique sainte</i> ; Mignet, <i>Histoire de la Révolution</i> ; J.-J. Rousseau, <i>Emile</i> ; Montesquieu, <i>Esprits des lois</i>
28-3		<i>Conservateur de la Restauration; Constitutionnel; Courrier français</i>	Pelletier, <i>Tableau de Paris</i>
29-1		<i>Constitutionnel; Courrier français; Journal des Débats; Journal du Commerce; Globe</i>	
29-2		<i>Constitutionnel; Courrier français; Journal des Débats</i>	
29-3		<i>Journal des Débats; Globe</i>	
29-4			Lammenais, <i>L'Indifférence; Des progrès de la Révolution et de la guerre contre l'Eglise</i>
30-1			
30-2		<i>Journal du Nord</i>	
30-3		<i>Journal des Débats; Journal du Commerce</i>	<i>Du gouvernement constitutionnel et du refus de l'impôt</i>
30-4			
30-5			Rapin de Thoiras, <i>Histoire d'Angleterre</i> , 13vols.
30-6			
30-7	1789 年憲法；93 年憲法；95 年憲法；共和暦 8 年憲法；共和暦 10 年の法律；百日天下時の憲法付加条項；アメリカ憲法；スペイン 1812 年憲法	<i>Constitutionnel; Courrier français; Journal des Débats; Journal du Commerce</i>	

表6 他国の革命への言及

	イギリス革命への言及	ヨーロッパ革命への言及		イギリス革命への言及	ヨーロッパ革命への言及		イギリス革命への言及	ヨーロッパ革命への言及
16-1			20-4	○		24-10		
16-2			20-5			25-1		
16-3			20-6	○	○	25-2		
16-4			20-7			25-3		
16-5		○	20-8			25-4		
16-6			20-9			25-5		
16-7			20-10		○	25-6		
16-8			20-11			26-1	○	
16-9			20-12			26-2		
16-10			21-1			26-3		
16-11			21-2		○	27-1		
17-1	○		21-3			27-2	○	
17-2			21-4		○	27-3		○
17-3			21-5		○	27-4		○
17-4			21-6			28-1	○	○
17-5			22-1		○	28-2	○	
18-1			22-2			28-3		
18-2			23-1	○	○	29-1		
18-3			23-2	○	○	29-2		
18-4			23-3	○	○	29-3		○
18-5			23-4	○	○	29-4		
19-1			24-1			30-1		
19-2			24-2			30-2		
19-3			24-3	○	○	30-3		
19-4			24-4		○	30-4		
19-5			24-5			30-5	○	
19-6			24-6			30-6		
20-1		○	24-7			30-7	○	
20-2		○	24-8					
20-3	○		24-9					

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 57*

発行所 東京都国立市中 2 - 1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2007 年 3 月 31 日

印刷所 東京都新宿区早稲田鶴巻町 565-12

(有)啓文堂松本印刷
